

第 76 回総会第 3 委員公式文書(1)

房野 桂 訳

女子差別撤廃委員会報告書(A/76/38)

第 76 回会期(2020 年 6 月 29 日-7 月 9 日)

第 77 回会期(2020 年 10 月 26 日-11 月 5 日)

第 78 回会期(2021 年 2 月 15-25 日及び 3 月 4 日)

伝達文

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に従って設立された女子差別撤廃委員会が、経済社会理事会を通して、毎年総会にその活動を報告することになっている「条約」の第 21 条に言及させていただくことを名誉に存じます。

委員会は、ジュネーブの国連事務所で、2020 年 6 月 29 日から 7 月 9 日まで第 76 回会期を、2020 年 10 月 26 日から 11 月 5 日まで第 77 回会期を、2021 年 2 月 15 日から 5 日までと 3 月 4 日に第 78 回会期を開催しました。委員会は 2020 年 7 月 9 日の第 178 回会議、2020 年 11 月 5 日の第 1792 回会議、2021 年 3 月 4 日の第 1801 回会議でその報告書を採択しました。報告書は、第 76 回総会に伝えるためにここに提出いたします。

(署名)Gladys Acosta Vargas
議長

第一部: 女子差別撤廃委員会第 76 回会期

2020 年 6 月 29 日-7 月 9 日

第 I 章: 委員会採択の決定

決定 76/1

2020 年 7 月 9 日に、委員会は、障害者の権利委員会によって続いて支持を受けるために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって開始された障害を持つ女性と女兒に対するセクハラをなくすことに関する共同声明のテキストを採択した。

決定 76/II

2020 年 7 月 9 日に、委員会は、「世界的な反人種主義の抗議は人権と社会正義とジェン

ダー正義の新時代を先触れしなければならない」と題する声明を採択した。

決定 76/III

委員会は、利用されるオンライン・プラットフォームの利用可能性、一つのプラットフォームから別のプラットフォームに移動する時間、同時通訳の問題、インターネットの接続性の問題及び位置にかかわりない音声の質を含め、その下で第 76 回会期がリモートで開催された条件を見直した。遭遇した技術的及びその他の困難に鑑みて、今後の委員会のリモートの会期は、コロナウィルス病(COVID-19)に類似した世界的側面の例外的状況に限られるべきであることを決定した。

決定 6/IV

「障害者の権利に関する条約」の第 2 条と 5 条(3)及び「国連障害者包摂戦略」、特にその包摂性を推進するという目的とアクセス可能性に対する障害が「適切に明らかにされ、対処され、除去される」必要性と「何らかの権限で国連にかかわっている障害者には合理的な宿泊施設への権利がある」との確認に沿って、委員会の作業に完全に参画できるようにするために、委員会の事業を行うために用いられるオンラインのプラットフォームの完全なアクセス可能性を保証し、個人的な支援のための財政補償を含め、障害を持つ委員に合理的な宿泊施設を提供することにより、個人的支援を必要としている委員会委員のために、リモートによる会期またはその一部への完全なアクセスを保障するよう国連人権高等弁務官に要請することを決定した。

決定 76/V

委員会は、委員会とその事務局の能力と適切な資金提供に従って、すべての締約国による定期的で時宜を得た報告を保障するために、予見できるレビュー・サイクルに向けて動くことを決定した。

決定 76/VI

締約国の報告書に関連して、問題のリストと報告に先立つ問題のリストに以下の標準パラグラフを含めることを決定した: 経済多様化戦略として、回復の中心に女性を据えることにより、長年の男女間の不平等を矯正し、不利な立場の周縁化された集団に属する者と紛争またはその他の人道状況にある女性を含めた女性と女児のニーズに応え、その権利を支持し、部分的であれ、全面的であれ、ロックダウン措置の状況と危機後の回復計画で、女性と女児が固定観念化したジェンダー役割に格下げされないことを保障するよう、コロナウィルス病(COVID-19)流行の状況で、締約国によって実施される措置を示していただきたい。すべての COVID-19 危機対応と回復努力が、①女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力の防止に効果的に対処し、これを目的とすること、②政治的・公的生活、意思決定、経済的エンパワーメント及びサービス提供への女性と女児の平等な参画を保証すること、③流行病の社会経済的インパクトを緩和することを目的とする、無償のケア役割に対する財政支援を含めた経済的刺激パッケージから女性と女児が平等に利益を受けるよ

うに立案されることを保障する措置が設置されていることを示していただきたい。移動の自由の制限や物理的に距離を置くことのような流行病を抑制するために取られる措置が、不利な周縁化された集団に属している者を含めた女性と女児の司法、シェルター、教育、雇用、性と生殖に関する健康サービスを含めた保健ケアへのアクセスを制限しないことを締約国がどのように保障するかを説明していただきたい。

決定 76/VII

委員会は、第 77 回会期のための会期前作業部会の委員: Tamader Al-Rammah, Marion Bethel, Esther Eghobamien-Mshelia, Dalia Leinarte 及び Ana Pelaez Narvaez を確認した。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 2020 年 7 月 9 日の委員会第 76 回会期の最終日に、「条約」の締約国は 189 か国であった。さらに 80 か国が、委員会の会議時間に関する「条約」第 20 条(1)の修正案を受け入れていた。「条約」の総計 126 か国の締約国が、現在、これを発効させるために修正案を受け入れることを要求されている。

2. 同日に、「条約」の「選択議定書」の締約国は 114 か国であった。

B. 会期の開会

3. 委員会は、COVID-19 流行のために、オンラインの会議プラットフォームを利用して、2020 年 6 月 29 日から 7 月 9 日まで、リモートで第 76 回会期を開催した。委員会は、議事項目 5 から 8 を討議するために 4 つの本会議と 4 つの会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 1 部の付録に含まれている。

4. 6 月 29 日の第 1777 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. 議事の採択

5. 委員会は、6 月 29 日の第 1777 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/76/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2019 年 11 月 11 日から 15 日まで集まった会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/76/1)が、6 月 29 日の第 1777 回会議で作業部会によって紹介された。

E. 作業組織

7. 6 月 29 日に、アジア太平洋国際女性の権利行動監視機構は、COVID-19 が女性と女児の状況に与えるインパクトに関して、市民社会団体を代表して、リモートで共同声明を出した。

8. 7月6日に、委員会は、欧州と中央アジア地域にわたって COVID-19 が女性と女児の生計に与えたインパクトに関して委員会に説明を提供した国連ウィメンの欧州・中央アジア地域事務所の代表との非公式の私的会議をリモートで開催した。

9. 7月7日に、委員会は、世界的移動の状況での女性と女児に関する人身取引に関する一般勧告案に関して、締約国のために非公式の公開説明会をリモートで開催した。議長の Hilary Gbedemah が、会議を開会した。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の人権条約部の Focus 課のグループ長である Orest Nowosad が、導入演説を行った。世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する委員会の作業部会議長である Dalia Leinarte が一般勧告案を紹介した。「条約」の以下の締約国がステートメントを行った: スイスと英国。以下の 12 の締約国の代表が、説明会に出席した: オーストリア、コロンビア、ギリシャ、ガイアナ、イスラエル、リトアニア、ポルトガル、スペイン、パレスチナ国、スイス、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国。

F. 委員会委員国

第 6 回会期の出席

10. 委員は全員、第 6 回会期に出席した。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書の第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 部: 会期活動に関する議長報告

11. 2020 年 6 月 29 日の第 1777 回会議で、第 75 回会期以来の彼女の活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国に寄り提出された報告書の検討

COVID-19 の流行に照らしての報告書の検討の延期

12. COVID-19 流行のために、当初第 76 回会期で検討が予定されていた、「条約」第 18 条の下で提出された以下の締約国の報告書は検討されなかった:

バーレーン (CEDAW/C/BHR/4) デンマーク (CECAW/C/DNK/9)
ドミニカ共和国 (CEDAW/C/DOM/8) ガボン (CEDAW/C/GSB/7)
キルギスタン (CEDAW/C/KGZ/5) モルディヴ (CEDAW/C/MDV/6)
パナマ (CEDAW/C/PAN/8)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

13. 委員会は以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

バルバドス (CEDAW/C/BRB/FCO/5-8)
チリ (CEDAW/C/CHL/FCO/7)
グアテマラ (CEDAW/C/GTM/FCO/8-9)

モンテネグロ	(CEDAW/C/MNE/FCO/2)
オマーン	(CEDAW/C/OMN/FCO/2-3)
パラグアイ	(CEDAW/C/PRY/FCO/7)
韓国	(CEDAW/C/ROK/FCO/7-9)
ルワンダ	(CEDAW/C/RWA/FCO/7-9)

14. 委員会はフォローアップ報告書の提出期限が過ぎているフィジー、ルクセンブルグ、マーシャル諸島及びスリナムに第一回督促状を送った。

15. フォローアップに関する報告者は、そのフォローアップ報告書の提出期限が過ぎていることを仮定して、ナウルの代表者とリモートで会った。

第5章: 「選択議定書」下で行われた活動

16. 「選択議定書」の第12条、委員会がその年次報告書に「選択議定書」の下での活動の概要をその年次報告書に含めることを規定している。

A. 「選択議定書」の第2条の下で生じるの問題に関して委員会が取った行動

17. 委員会は、2020年7月6日と9日に「選択議定書」の第2条の下での活動を討議した。

18. 委員会は、その第47回会期で「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した。

19. 委員会は、「選択議定書」の第2条の下で提出された8つの個人通報に関して、最終決定を採択した。委員会は、*G.H.対ハンガリー事件*(CEDAW/C/76/D/117/2017)、*L.O.他対スイス事件*(CEDAW.C.76/D/124/2018)、*D.B.対スロヴァキア事件*(CEDAW/C/76/D/135/2018)及び*M.A.M.N.対英国事件*(CEDAW/C/76/D/141/2019)で、不許可の決定を採択した。委員会は、*Promo-LEX 対モルドヴァ共和国事件*(CEDAW/C/76/D/105/2016)及び*S.H.対ボスニア・ヘルツェゴヴィナ事件*(CEDAW/C/76/D/116/2017)で違反ありとの見解を採択した。委員会は、*X 対チェキア事件*(CEDAW/C/76/D/121/2017)の検討を打ち切った。委員会の7名の委員は、*Promo-LEX 対モルドヴァ共和国事件*(CEDAW/C/76/D/165/2016)に関する見解に異議を唱える意見を追加した。その他のすべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

20. 現在フォローアップ調査の下にある13の事件のうち、4つはロシア連邦に関連し、1つはそれぞれ、ブルガリア、デンマーク、フィンランド、メキシコ、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、東ティモール、ウクライナ及びタンザニア連合共和国に関連している。

C. 「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関して、委員会が取った行動

21. 委員会は、7月2日と8日に、「選択議定書」の第8条の下でのその活動を討議した。

委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会第 6 回会期の報告書を支持した(<https://bit.ly/2PvJrA1>)

22. 委員会は、作業部会によって出された以下の勧告を承認した:

(a)調査第 2019/1 に関連して、情報源より提出されたすべての追加の情報が、作業部会の第 17 回会期中に評価されること。

(b)調査第 2016/1 に関連して、指定された委員によるその領土への訪問の日程として 2020 年 11 月 22 日から 12 月 4 日を提案して、当該締約国の代表部に口頭メモが送られるべきこと。

(c)調査第 2014/3 に関連して、2020 年 12 月から 2021 年 1 月までの期間中に、その領土への指定された委員による訪問の日程を提案するよう要求して、当該締約国の代表部に督促状が送られるべきこと。

(d)キルギスタンに関する調査 2014/1 に関連して、委員会によって採択されたフォローアップ情報の評価が、締約国に送られるべきこと。

(e)英国に関連する調査第 2014/1 に関連して、「選択議定書」の第 9 条、パラグラフ 2 の下での包括的なフォローアップ報告書を提出するよう締約国に要請すること。

(f)提出物第 2011/2 に関連して、情報源から追加の情報を要求すること。

23. 2020 年 7 月 8 日に、委員会は、調査第 2013/1 に関する報告書案の第一回読み合わせを行った。

24. 委員会は、2020 年 6 月 24 日に、締約国が委員会に見解を提出する「選択議定書」の第 8 条パラグラフ 4 の下での 6 か月の経過に続いて、マリに関する調査第 2011/4 に関する報告書(CEDAW/C/IR/MLI/1)の出版に留意した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

25. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

26. 会議カレンダーに従って、継続中の COVID-19 流行のために要求されるかもしれない旅行と対面会議の制限により、委員会の第 77 回・78 回会期と関連会議のために、以下の日程が確認された:

第 77 回会期(ジュネーブ)

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第 48 回会期: 2020 年 10 月 14-16 日
- (b) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第 17 回会期: 2020 年 10 月 15 日、16 日
- (c) 第 77 回会期: 2022 年 10 月 19 日-11 月 6 日
- (d) 第 79 回会期の他の会期前作業部会: 2020 年 11 月 9-13 日

第 78 回会期(ジュネーブ)

- (e) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第 49 回会期: 2021 年 2 月 2-5 日
- (f) 「選択議定書」の下での調査作業部会の第 18 回会期: 2021 年 2 月 4 日と 5 日
- (g) 第 78 回会期: 2021 年 2 月 8-26 日
- (h) 第 80 回会期のための会期前作部会: 2021 年 3 月 1-5 日

今後の会期で検討される報告書

27. 継続中の COVID-19 と対面の会期開催の今後の中断の可能性に照らして、委員会は後日、第 77 回と 78 回会期で検討されることになっている締約国の報告書を確認することを決定した。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に 2 回集まった。作業部会は、例外的なリモートの会期(決定 76/III を参照)、リモートのセッション中の障害を持つ専門家の合理的な宿泊所(決定 76/IV 参照)、締約国報告書のレビューの予見できるサイクル(決定 76/V を参照)、問題と質問のリストと COVID-19 が女性の権利とジェンダー平等に与えるインパクトに関する新しい標準パラグラフの報告に先立つ問題のリストへの包摂(決定 76/VI を参照)に関連して、委員会に 4 つの決定案を討議して提出した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

29. 作業部会は会期中に 1 回集まった。作業部会議長 Genoveva Tisheva は、可能なパートナーに手を伸ばし、締約国のための包括的なガイダンスの準備のための資金提供支援を明らかにするために一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)に述べられているように、責務と説明責任に関する定期報告書の委員会への提出のためのチェックリストを含め、会期間に取ったイニシアティブに関して委員たちに最新情報を提供した。委員たちは、そのようなガイダンスを準備する際に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic と協力することに同意した。作業部会は、会期間にその作業を進めるためにウェビナーを開催することを検討した。

30. 作業部会は、COVID-19 のような流行病中に、女性と女兒に対するジェンダーに基づ

く暴力に関して締約国及びその他のステイクホルダーのために実践家のガイドの策定に優先問題として乗り出してはどうかという Nahirh Haidar による提案を討議した。

31. 作業部会の議長と Aruna Devi Narain が、ワークショップとセミナーの開催並びに作業部会のための調査支援を含め、協働が可能な領域を討議するために、ロンドン政経学部の教授 Christine Chinkin 教授との非公式のリモート会議で作業部会を代表したことが報告された。

世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する作業部会

32. 作業部会は会期中に集まらなかった。作業部会議長と数名の委員は、2019年11月24日と25日に、国連ウイメン、国連麻薬犯罪事務所、カイロの国際移動機関によって開催された中東と北アフリカのための地域専門家会議、OHCHR、国連麻薬犯罪事務所、ウィーンの欧州安全保障協力機構によって開催された欧州と中央アジアのための地域専門家会議、2020年11月26日にアディスアベバでの国連ウイメンと OHCHR 地域事務所によってリモートで開催されたサハラ以南アフリカのための地域専門家会議に会期間に参加した。専門家会議への参加者には、地域・国際政府間団体と NGO の代表、学者、人権専門家が含まれた。協議会では、これら地域の好事例と課題、並びに一般勧告で対処されるべき問題が明らかにされた。スイス政府は、地域専門家会議を財政的に支援した。日本政府は、作業部会委員のカイロの地域会議への参加を財政的に支援した。

第 VIII 章: 第 78 回会期の暫定アジェンダ

33. 2020年7月9日の1784回会議で、委員会は、第78回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

34. 2020年7月9日の第1784回会議で、委員会は、口頭で修正の第76回会期の報告書案を検討し、採択した。

付録: 第 6 回会期で委員会に提出された文書

シンボル	タイトル
CEDAW/C/76/1	注釈付き暫定アジェンダ

第 2 部: 第 77 回女子差別撤廃委員会報告書

2020 年 10 月 26 日- 11 月 5 日

第 I 章: 委員会採択の決定

決定 77/I

2020 年 11 月 5 日に、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告第 38 号(2020 年) をコンセンサスで採択した(CEDAW/C/GC/38)。

決定 77/II

2020 年 11 月 5 日に、委員会は、「2020 年 11 月 29 日の国際女性人権擁護者の日の余波で、サウディの女性人権活動家 Loujain Al-Hathloul を含め、すべての拘束されている女性人権擁護者を釈放するようにとの女子差別撤廃委員会の呼びかけ」と題する声明を採択した(<https://bt.ly/36q8N6N>)。

決定 77/III

手続き規則の規則 15 を想起して、委員会は、現在の流行病のような例外的状況で、また、第 78 回会期がリモートで開催されるような場合に、新たに選出された委員会委員は、公開でウェブキャストされる会期の開会で、厳粛な宣言を読みあげることと決定した。彼らは、委員会のウェブサイトで発表するために事務局に署名した厳粛な宣言を委託することとする。

決定 77/IV

委員会は、第 79 回会期の会期前作業部会の委員を確認した: Gladys Acosta Vergas、Naela Mohamed Gabr, Lia Nadaraia 及び Bandana Rana。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会第 77 回会期の最終日の 2020 年 11 月 5 日現在、「条約」の批准状態(189 の締約国)と委員会の会議時間に関して条約の第 20 条(1)の修正を受け入れた締約国の数(80)は、第 76 回会期最終日の 7 月 9 日と同じであった。
2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態(114 の締約国)は、第 76 回会期の最終日の 7 月 9 日と同じであった。

B. 会期の開会

3. 継続中の COVID-19 流行のために、委員会の第 77 回会期は、オンライン・プラットフォーム

フォームを通して2020年10月26日から11月5日まで、リモートで開催された。委員会は、議事項目5から8までを討議するために、本会議を2回と会議を6回開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第2部の付録に含まれている。

4. 10月26日の第1785回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、10月26日の第1785回会議で、暫定議事を採択した(CEDAW/C/77/1)。

D. 会期前作業部会の報告

6. 3月2日から6日まで集まった会期前作業部会の報告書(CECDW/C/PSWG/77/1)は、10月26日の第1785回会議でRhods Reddockによって紹介された。

E. 作業組織

7. 10月26日に、公開のオンライン会議で、Mujer y Mujer 財団常務理事の Lia Burbano、LGBTQI の権利スウェーデン会長の Deirdre Palacios、エクアドル国内女性連合の Virginia Gomez de la Torre は、NGO を代表して、共同声明を出したが、その準備は、アジア太平洋女性の権利行動監視機構によって調整された。

8. 11月5日の非公開のオンライン会議で、委員会は、継続中の COVID-19 流行のインパクトと委員会の作業に関して国連が直面している財政危機を討議するために、国連人権副高等弁務官の Nada al-Nashif と非公式に会った。

F. 委員会委員

第77回会期での出席

9. 委員は全員第77回会期に出席した。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書第3部の付録IIに含まれている。

第III章: 会期間活動に関する議長報告書

10. 2020年10月26日の第1785回会議で、議長は、第76回会議以来のその活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で、締約国により提出された報告書の検討

COVID-19の流行に照らしての報告書の検討の延期

11. 継続中の COVID-19 流行のために、当初は第77回会期で検討が予定されていた、「条約」第18条の下で提出された以下の締約国の報告書を検討しなかった:

アゼルバイジャン	(CEDAW/C/AZE/6)	エクアドル	(CEDAW/C/ECU/10)
ニカラグア	(CEDAW/C/NIC/7-10)	セネガル	(CEDAW/C/SEN/8)

南アフリカ	(CEDAW/C/ZAF/5)	スウェーデン	(CEDAW/C/SWE/10)
ウルグアイ	(CEDAW/C/URY/10)	イエメン	(CEDAW/C/YEM/7-8)

最終見解に関連するフォローアップ手続き

12. 委員会は、以下の締約国からフォローアップ報告書を受領していた: ブルキナファソ、コスタリカ、キプロス、アイルランド、ニュージーランド、サウディアラビア、パレスチナ国及びタイ。しかし、広がる状況のために、これら報告書の検討を第 78 回会期まで延期することを決定した。さらなる積み残しを避けるために、委員会は第 78 回会期で 12 のフォローアップ報告書を検討することを決定した。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

13. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会がその年次報告書の中に「選択議定書」の下での活動の概要を含めることを規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関連して委員会が取った行動

14. 委員会は、2020 年 11 月 2 日と 3 日に、「選択議定書」の第 2 条の下での活動を討議した。

15. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会第 48 回会期の報告書を支持した (<https://bit.ly/3urYLMQ>)。

16. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 2 つの個人通報に関して最終決定を採択した。*R.G. 対キルギスタン事件*(CECAW/C/77/D/133/2018)では、コンセンサスで違反ありとの見解を採択し、*S.B. と M.B. 対北マケドニア事件*(CEDAW/C/77/D/143/2019)では、一人の委員が反対意見を追加した状態で、違反ありとの見解を採択した。委員会は、通報作業部会が、保護の中間措置に対する要請に関連する問題を討議し、委員会のウェブサイトで見られる作業方法に関する文書を更新したことに留意した。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

17. 委員会は、作業部会が第 48 回会期で事務局に個人通報に関する見解のフォローアップを討議するために、メキシコ、スロヴァキア及びタンザニア連合共和国の代表部の代表とのオンライン会議を手配するよう要請したことを知らされた。

C. 「選択議定書」第 18 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

18. 委員会は、10 月 28 日と 29 日に、「選択議定書」の第 8 条の下での活動を討議した。委員会は「選択議定書」の下での調査作業部会の第 17 回会期の報告書を支持した (<https://bit.ly/3mlTwLP>)。

19. 10 月 28 日に、委員会は、調査第 3013/1 に関する結果、コメント、勧告を採択した。

委員会は、これを6か月以内に見解を求めて当該締約国に伝え、上記期間後に調査に関する報告書を公表することを決定した。

20. 10月29日に、委員会は、合意に達することができなかつたので、手続き規則の規則31(2)、32及び34に従って、提出物第2020/1に関する以下の提案された決定:「受け取った情報すべての予備評価を行い、委員会は、受け取った情報に関する見解を提出するよう締約国に勧めることとする」に関して、点呼により投票を行った。出席し、投票した委員の中で、12名は賛成票を投じ、7名は反対票を投じた。

21. 委員会は、作業部会によってなされた以下の勧告:「調査第2016/1, 2014/3及び2014/2に関連して、継続中のCOVID-19の流行に照らしてそれぞれの調査を行うための国別訪問と別のその他の可能な方法があるかどうかを探求するために、当該締約国の代表部に口頭メモが送られるべきである」を承認した。

第VI章: 委員会の作業を促進する方法と手段

22. 事務局は、「条約」第18条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目7の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

23. 会議カレンダーに従って、委員会の第78回会期と第回会期と関連する会議のために、臨時に確認されたが、継続中のCOVID-19の流行のために必要となるかも知れない旅行と対面会議に関する制限があるかも知れない:

第78回会期(ジュネーブ)

(a) 本報告書第1部のパラグラフ28に示されている通り

第79回会期(ジュネーブ)

(b) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第15回会期: 2021年6月17日と18日

(c) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第19回会期: 2021年6月17日と18日

(d) 第79回会期: 2021年6月-7月9日

(e) 第81回会期の会期前作業部会: 2021年7月12-16日

b 今後の会期で検討される報告書

24. 継続中のCOVID-19の流行のために対面会期開催の今後の崩壊の可能性のために、委員会は第78回会期で、バーレーン、キルギスタン、モルディヴ、ニカラグア、ロシア連邦、南スーダン、スペイン(簡素化された報告手続きの下)、及びイエメンの報告書を検討し、79回会期で、アゼルバイジャン、デンマーク、エクアドル(簡素化された報告手続き)、エジプト、インドネシア、レバノン、ペルー及び南アフリカの報告書を検討すること

を確認した。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

25. 作業部会は会期中に集まった。作業部会は、新たに選出された委員が、会議がオンラインで開催される場合には(決定 77/III を参照)、第 78 回会期の公開の開会会議で、リモートで厳粛な宣言を行う可能性を討議し、委員会にこの問題に関する決定案を提出した。

世界的移動の状況での女性と女児の人身取に関する作業部会

26. 10 月 27 日と 11 月 3 日と 4 日に一般勧告案の第一回読み合わせ中にされたコメントを討議し、組み入れるために、作業部会は、会期中に集まった。

27. 2020 年 11 月 5 日に、委員会は委員会の手続き規則規則 31 に従って、一般勧告第 38 号(CEDAW/C/GC/38)をコンセンサスで採択した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力には関する作業部会

28. 作業部会は会期中に集まった。部会議長は、一般勧告第 19 号を更新する一般勧告第 35 号に述べられている通り、その責務と説明責任の実施に関して、締約国のためのガイダンス・メモへの導入案と COVID-19 のような流行病中の女性と女児に対するジェンダーに基づく暴力に関する締約国とその他のステイクホルダーのための実践家のガイド案を示した。

29. 作業部会は、ガイダンス・メモは、委員会への定期報告書の提出のための締約国のチェックリストの形態をとるべきであることで合意した。作業部会は、メモの一部として実践家のガイドを出すことでも合意した。

30. 作業部会は、ガイダンス・メモ案を討議するために、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との作業部会のオンライン会議を開催するよう、事務局に要請した。

31. Ana Felaez Narvaez は、特にジェンダーに基づく暴力の被害者への行政と警察の対応を改善することに関して、女性に対する暴力に対処することを目的とする国内プロジェクトに関して、部会からの助言を求めるブルガリア政府からの要請について作業部会に伝えた。作業部会は、ブルガリア政府への回答を作成する仕事を彼女と Elgun Safarov に委任した。

第 VIII 章: 第 78 回会期の暫定アジェンダ

32. 2020 年 11 月 5 日の第 1792 回会議で、委員会は、第 78 回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

33. 2020 年 11 月 5 日の第 1792 回会期で、委員会は口頭で修正された第 77 回会期の報告書案を検討し、採択した。

付録: 第 77 回会期で委員会に提出された文書

シンボル	タイトル
CEDAW/C/77/1	注釈付き暫定アジェンダ

第 3 部: 女子差別撤廃委員会第 78 回会期報告書

2021 年 2 月 15-25 日及び 3 月 4 日

第 I 章: 委員会によって採択された決定

決定 78/I

2021 年 2 月 15 日に、委員会は、2021 年 3 月 8 日の国際女性の日に列国議会同盟との共同で出されることになっている 2030 年までにジェンダー同数を達成するという国内行動計画の呼びかけを採択した。

決定 78/II

2021 年 2 月 15 日に、委員会は、子どもの権利委員会、経済的・社会的・文化的権利委員会及び人権委員会との共同で出されることになっている汚職と人権に関する共同声明を支持した。

決定 78/III

2021 年 2 月 15 日に、委員会は委員会議長として、Glaus Acosta Vargas 選出した。

決定 78/IV

2021 年 2 月 15 日に、委員会は、委員会役員として、以下の委員を選出した: Nahia Haida、副議長、Elgun Safarov.副議長、Aruna Devi Narain、報告者。

決定 78/V

委員会は以下の委員を「選択議定書」の下での調査作業部会の委員に選出した: 秋月弘子、Marion Bethel, Corinne Dettmeijer-Vermeulen, Hilary Ghedemali 及び Genoveba Tisheva。

決定 78/VI

委員会は、以下の委員を「選択議定書」の下での調査作業部会の委員に選出した:

Louiza Chalal, Bandana Rana, Rhoda Redock, Elgun Stott Despoja。

決定 78/VII

委員会は、両者とも 2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 2 年間の期間、Louiza Chalal をフォローアップに関する報告者として、Natasha Stott をフォローアップ報告者代理として任免することを決定した。

決定 78/VIII

委員会は、両者とも 2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の 2 年間の期間、Dalia Reynalte を報復に関する報告者として、Leticia Bonifaz Alfonzo を報復に関する報告者代理として任命することを決定した。

決定 78/IX

定期報告書の提出のために簡素化された報告手続きを利用したいと思っている締約国の共通の核心となる文書の提出の要件を除去した決定 73/III 想起して、委員会は、会期前作業部会の会期で報告に先立つ問題のリストを準備できる締約国の数を最大限 3 か国に制限する決定 70/VI を取り消すこと決定した。この状況で、委員会は、会期前作業部会の会期で準備できる報告に先立つ問題のリストが準備できる締約国の数はケース・バイ・ケースで決定されることを決定した。

決定 78/X

委員会は、79 回会期中に、先住民族女性と女児の権利に関する半日の一般討論を開催することを決定した。

決定 78/XI

委員会は、第 80 回会期の会期前作業部会の委員を確認した: Nicole Ameline, Louiza Chalal, Rosalio G. Manalo, Rhoda Redock 及び Genoveva Tisheva。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 78 回会期最終日の 2021 年 3 月 4 日現在、「条約」の批准状態(189 締約国)と委員会の会議時間に関連する「条約」の第 20 条(1)の修正を受け入れている締約国の数(80)は、第 77 回会期の最終日の 11 月 5 日と同じであった。
2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態(114 の締約国)は、第 77 回会期の最終日の 11 月 5 日と同じであった。

B. 会期の開会

3. 委員会の第 78 回会期は、継続中の COVID-19 流行のために、オンライン・プラットフォームを通して、2021 年 2 月 15 日から 25 日までと 3 月 4 日に開催された。委員会は、議事項目 5 から 8 を討議するために、5 回の本会議と 4 回の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 3 部の付録 I に含まれている。

4. 2 月 15 日の第 1793 回会議で、退任する議長 Hilary Gbedemah によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、2 月 15 日の第 1793 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/PSWG/78/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告書

6. 2020 年 7 月 13 日から 17 日まで集まった会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/78/1)は、2 月 15 日の 1793 回会議で Marion Bethel によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2021 年 2 月 15 日に、委員会は、手続き規則に従って、Gladys Acosta Vargas を 2 年間の任期で委員会議長に選出した。委員会は、2 年間の任期で、委員会役員として、以下の委員も選出した: Nashia Haidar を副議長に、Aruna Devi Narain 報告者に、Ana Pelaex Narvaez を副議長に、Sslgun Safarov を副議長に。

8. 2 月 15 日に、新たに選出された委員会委員は、手続き規則の規則 15 に規定されている通り、その任務に就き、厳粛な宣言を行った: Letiela Bonifaz Algonzo、Corinne Detimeijer-Vermeuken、Natasha Stott Despoja 及び Jie Xia。

9. 2 月 15 日に、委員会は、オンラインの非公開会議で、列国議会同盟事務局長の Martin Chungong と同盟ジェンダー・パートナーシップ・プログラムの Zeina Hilal と会ったが、彼らは、COVID-19 後の回復戦略の状況を含めた政治的・公的生活の意思決定への女性の完全参画について説明した。

10. 2 月 18 日に、委員会は、政府間機関の代表と非公開のオンライン会議を開催したが、彼らは、国に特化した情報と「条約」の実施を支援する団体の努力に関する情報を提供した。

11. 2 月 18 日に、委員会は、NGO とデンマークの国内人権機関の代表との非公式のオンライン会議を開催したが、彼らはデンマークでの「条約」の実施に関する情報を提供した。

F. 委員会委員

第 78 回会期への出席

12. 委員全員が第 78 回会期に出席した。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章: 会期間の活動に関する議長報告書

13. 2021 年 2 月 15 日の第 1793 回会議で、退任する議長は、第 77 回会期以来の活動についての報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国により提出された報告書の検討

デンマークの第 9 回定期報告書の例外的なオンラインによる検討

14. 継続間中の COVID-19 流行のために対面会議が開催できないことを仮定して、例外的に試験的に、締約国との対話のためのオンライン・プラットフォームを利用して、「条約」第 18 条の下で提出されたデンマークの第 9 回定期報告書を検討した。2021 年 3 月 4 日の第 1801 回会議で、委員会はその最終見解(CEDAW/C/DNK/CO/9)を採択した。

COVID-19 の流行に照らした報告書の検討の延期

15. 流行病のために、委員会は、当初第 78 回会期で検討が予定されていた、「条約」第 18 条の下で提出された以下の締約国の報告書を検討しなかった:

ボリヴィア多民族国家	(CEDAW/C/BOL/7)	インドネシア	(CEDAW/C/IND/8)
ペルー	(CEDAW/C/PER/9)	ロシア連邦	(CEDAW/C/FUS/9)
南スーダン	(CEDAW/C/SSD/1)	スペイン	(CEDAW/C/EPP/9)
チュニジア	(CEDAW/C/TUN/7)	ウズベキスタン	(CEDAW/C/UZB/6)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

16. 委員会は以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ブルキナファソ	(CEDAW/C/BFA/FCO/7)
コスタリカ	(CEDAW/C/CRI/FCO/7)
キプロス	(CEDAW/C/CYP/FCO/8)
アイルランド	(CEDAW/C/IRL/FCO/6-7)
ラオ人民民主主義共和国)	(CEDAW/C/LAO/FCO/8-9)
ルクセンブルグ	(CEDAW/C/LUX/FCO/6-7)
メキシコ	(CEDAW/C/MEX/FCO/9)
ニュージーランド	(CEDAW/C/NZL/FCO/8)
北マケドニア	(CEDAW/C/MKD/FCO/6)
サウディアラビア	(CEDAW/C/SAU/FCO/3-4)

パレスチナ国 (CEDAW/C/PSE/FCO/1)
タイ (CEDAW/C/THA/FCO/6-7)

17. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアンゴラ、アンティグア・バーブダ、ボツワナ、コンゴ、クック諸島、エチオピア、リヒテンシュタイン、ミャンマー、サモア、セルビア及び英国に、第一回督促状を送付した。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会はその年次報告書に「選択議定書」の下での活動の概要を含めることを規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

19. 委員会は、2021 年 2 月 18 日に、「選択議定書」の第 2 条の下での活動を討議した。
20. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 59 回会期の報告書(<https://bit.ly/3eTzNYh>)を支持した。
21. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 2 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、*A.B.M.対スペイン事件*(CEDAW/C/78/D/120/2017)での違反なしとする見解と *Magdulein Abaida 対リビア事件*(CEDAW/C/78/D/130/2018)での違反ありとの見解を採択した。両決定は、コンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 委員会は、作業部会が第 49 回会期で、個人通報に関する見解のフォローアップを討議するために、メキシコ、スロヴァキア、タンザニア連合共和国の代表で大使とのオンラインの会議を手配するようにとの事務局へのその要請を更新したと告げられた。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

23. 委員会は、2021 年 2 月 16 日に、「選択議定書」第 8 条の下での活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 18 回会期の報告書(<https://bit.ly/3urT69i>)を支持した。

24. 委員会は以下の決定を採択した:

(a)調査第 2016/1, 2014/3 及び 2014/2 に関連して、COVID-19 の流行に照らして、後日、机上調査と国別訪問をつなげるハイブリッド形式で、それぞれの調査を行う可能性を探求するために当該締約国の代表部に口頭メモを送ること。

(b)提出物第 2019/1 号に関連して、調査を行い、領土への訪問に対して当該締約国の同意を求めるために、Lia Nadaraia と Genoveva Tisheva を指名すること。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

25. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

26. 会議カレンダーに従って、継続中の COVID-19 の流行のために要求されるかも知れない旅行と対面会議の制限の可能性のある委員会の第 79 回、80 回会期と関連会議のために確認された:

第 79 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書第 2 部のパラグラフ 23 に示されている通り

第 80 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 51 回会期: 2021 年 10 月 13-15 日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 20 回会期

(d)第 80 回会期: 2021 年 10 月 18 日- 11 月 5 日

(e)第 82 回会期のための会期前作業部会: 2021 年 11 月 8-12 日

今後の会期で検討される報告書

27. 継続中の COVID-19 の流行のために、対面会期の開催に対する今後の崩壊の可能性に従って、委員会は、第 79 回会期で、本報告書の第 2 部のパラグラフ 24 に列挙されている締約国の報告書を検討することと、第 80 回会期で、アゼルバイジャン、エクアドル(簡素化された報告手続きの下)、エジプト、インドネシア、レバノン、ペルー、南アフリカ及びスウェーデン(簡素化された報告手続きの下)の報告書を検討するであろう。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に集まった。作業部会は、報告に先立つ問題のリストが会期前作業部会の会期前会期で準備できる締約国の数に関する厳しい制限を除去することを検討し(決定 78/IX を参照)、委員会にこの問題に関する決定案を提出した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

29. 作業部会は、会期中に集まった。作業部会議長は、一般勧告第 19 号を更新し、ドメスティック・ヴァイオレンスに重点を置く一般勧告第 35 号に述べられている通り、その責務と説明責任の実施に関して締約国のためのガイダンス・メモ案の第一セクションを提出した。メモの第一セクションでは、ドメスティック・ヴァイオレンスは、国際的・地域的

定義のみならず、委員会の慣行を通して概念化されたものとして導入されている。メモのその他のセクションは、部会の委員によって開発中である。部会は、メモの完成のための作業計画を討議し、採択した。

先住民族女性と女兒の権利に関する作業部会

30. 新たに構成された作業部会は、会期中に集まった。Gladys Acosta Vargas, Marion Bethel, Leticia Bonifaz Alfonzo, Louiza Chalal, Naela Mohamed Gabr, Hilary Gbedemah, Nahla Haidar, Rosario G. Manalo, Aruna Devi Narain, Ana Pelaez Narvaez, Bandana Rana, Rhoda Reddock, Elgun Safarov, Natasha Stott Despoja, Genovera Tisheva 及び Franceline Toe-Bouda より成る部会は、Gladys Acosta Vargas を議長に選出した。部会議長と事務局は、先住民族女性と女兒の権利に関する一般勧告案の準備において委員会を支援するために、コンサルタントを現在募集中であると委員たちに伝えた。作業部会は、第 79 回会期中に、先住民族女性と女兒の権利に関して半日の一般討論を委員会が開催することを勧告した。

第 VIII 章: 第 79 回会期の暫定アジェンダ

31. 2021 年 2 月 25 日の第 1800 回会議で、委員会は、第 79 回会議の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

32. 2021 年 2 月 25 日の第 1800 回会議で、委員会は口頭で修正の第 78 回会期報告書案を検討して採択した。

付録 I: 第 78 回会期で委員会に提出された文書

シンボル	タイトル
CEDAW/C/78/1	注釈付き暫定アジェンダ
締約国報告書	
CEDAW/C/DNK/9	デンマークの第 9 回定期報告書

付録 II: 2021 年 2 月 25 日現在の委員会委員

委員氏名	国名	任期
Gladys Acosta Vargas(議長)	ペルー	2022
秋月 弘子	日本	2022
Tamader Al-Rammah	サウディアラビア	2022
Nicole Ameline	フランス	2024
Marion Bethel	バハマ	2024

Leticia Bonifaz Alfonzo	メキシコ	2024
Louiza Chalal	アルジェリア	2022
Corinne Dettmeijer-Verneulen	オランダ	2024
Naela Mohamed Gabr	エジプト	2022
Hilary Gbedemah	ガーナ	2024
Nahla Haidar (副議長)	レバノン	2024
Dalia Leinarte	リトアニア	2024
Rosario G. Manalo	フィリピン	2024
Lia Nadaraia	ジョージア	2022
Aruna Devi Narain (報告者)	モーリシャス	2022
Ana Pelaez Nain (副議長)	スペイン	2022
Bandana Rana	ネパール	2024
Rhoda Redock	トリニダード・トバゴ	2022
Elgun Safarov (副議長)	アゼルバイジャン	2022
Natasha Stott Despoja	オーストラリア	2024
Genovera Tisheva	ブルガリア	2022
Franceline Toe-Bouda	ブルキナファソ	2022
Jie Xia	中国	2024

農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/76/241)

事務総長報告書

概要

総会決議 74/126 に従って、本報告書は、農山漁村地域の女性と女兒、特に最も貧しく、最も周縁化されている者が、自分の生計、福利、強靱性を改善できるようにするために、加盟国と国連が行った活動の見直しを提供するものである。この領域での進歩は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成し、その実施、監視、達成された結果において農山漁村地域の女性と女兒が取り残されないことを保障するために(総会決議 70/1 を参照)きわめて重要である。総会による検討のための勧告が提供されている。

I. 序論

1. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善に関する決議 74/126 の中で、総会は、第 76 回会期で、決議の実施に関して報告するよう、事務総長に要請した。本報告書は、広がるジェンダー不平等をさらに悪化させているコロナウィルス病(COVID-19)の流行のかかりの

インパクトを考慮に入れて、第 74 回会期以来の農山漁村地域の女性と女児の状況の評価を提供するものである。本報告書は、農山漁村地域の女性と女児、特に最も貧しく、最も周縁化されている者が直面している課題に対処し、以前の数十年で遂げられた進歩をさらに侵食する恐れのある重複する危機の状況で、その生計と福利、強韌性を改善することができるようにする加盟国、国連システム及びその他の行為者の努力を強調している。

2. 本報告書は、(a)COVID-19 の危機の課題に特に言及して、食料の安全保障と栄養に投資し、(b)生物多様性の保存と持続可能な利用への農山漁村・先住民族女性の重要な貢献を支持し、(c)気候変動と環境悪化に対する、特に女性小自作農の強韌性を築き、(d)流行病中のニーズの高まりに鑑みて社会保護を改善し、(e)特に暴力の影の流行病を仮定して、あらゆる形態の暴力を撤廃し、基本サービスを提供し、(f)性別・年齢別データとジェンダー統計の収集・分析・普及を強化することにより、農山漁村地域の女性と女児の状況を改善する国の努力の評価を提供している。報告書は、総会による検討のための勧告で締めくくる。

3. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、農山漁村開発と農山漁村女性と女児のエンパワーメントの重要性に注意を引く全体的で、包括的な枠組みを構成している。これは、持続可能な農業と漁業を通して農山漁村地域を開発し、開発途上国、特に後発開発途上国の女性農業者、牧畜者、漁業者を支援することに投資するよう加盟国に要請している(総会決議 70/1)。その他の「持続可能な開発目標」の中でも、特に関連性のあるのが、いたるところであらゆる形態の貧困をなくす「目標 1」、飢餓をなくし食料の安全保障と栄養の改善を達成する「目標 2」、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーする「目標 5」、気候変動とそのインパクトと闘う緊急の行動を取る「目標 13」及び陸上の生態系の持続可能な利用を保護し、回復し、推進するための「目標 15」である。

4. 「北京宣言と行動綱領」の実施の 25 周年の見直しと評価は、農山漁村女性の不相応な貧困、非識字、無償のケア労働と家事労働の不相応な配分、環境悪化と気候変動に対する脆弱性、並びにその生計と雇用機会と成果を改善し、社会保護、公共サービス、持続可能なインフラ及び生産資源へのアクセスを高める相当する必要性を強調している(E/CN.6/2020/3 を参照)。

5. 2018 年の CSW62 の優先テーマは、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会にスポットライトを当てた(E/CN.6/2018/3)。その合意結論は、根強いジェンダー不平等、差別及び構造的障害を克服し、農山漁村女性と女児の権利、福利及び強韌性を支援するために、加盟国による実施のための具体的措置を述べた(E/2018/27 を参照)。

6. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、特にその第 14 条で、農山漁村女性に対する差別を撤廃するためにあらゆる措置を取るよう締約国に要請している。農山漁村女性の権利に関するその一般勧告第 34 号(2016 年)(CEDAW/C/GC/34)で、女子

差別撤廃委員会は、開発途上国でも先進国でも、農山漁村女性は、貧困、経済的・政治的排除、気候変動と自然災害及びインフラとサービスと社会保護へのアクセスの欠如の深い悪影響を受けていることを認めている。勧告は、農山漁村開発政策が、女性農業者と農業に雇用されている女性移動労働者を含めた女性の優先事項と権利を見過ごし続けていることを強調している。

7. 気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する委員会の一般勧告第37号(2018年)(CEDAW/C/GC/37)は、農山漁村と先住民族女性が、食料の生産者であり、農業労働者として、気候変動と災害のインパクトに直接的に影響を受けていると述べている。彼女たちの気候強靱性は、不安定な土地保有、質の高い土地区画の乏しさ、農耕の責任を女性に担わせたまま出稼ぎに出ていく男性によって複雑化している。気候関連の資源の乏しさも彼女たちが暴力の危険にさらされる機会を増やしている。

8. 約25億人が農業の生計に頼っている状態で、世界的に30億人以上の人々と極度の貧困者の80%が農山漁村地域で暮らしている。COVID-19の経済的・健康上・社会的降下物の結果として、4,700万人の女性と女兒を含め、流行病の余波で、9,600万人の人々が極度の貧困に陥っている状態で、1998年以来初めて世界的貧困が2020年に増加した。2021年の推定貧しい男性100名につき貧しい女性118名という割合は、2030年までには貧しい男性100名につき貧しい女性121名にまで増加することもある。世界の食料の不安定は、流行病前に増加していたが、COVID-19のインパクトは、2021年から2022年まで継続することが予想されている厳しい広範な増加につながり、女性と女兒に不相応なインパクトを与えて、ほとんどすべての国々の脆弱な家庭に悪影響を及ぼす。林業と漁業を含め、全世界で雇用されている女性の仕事の約3分の1が、社会保護がほとんどなく、所得保障もほとんどない時間と労働集約型の非正規の給料の乏しい活動に集中した。COVID-19の流行は、特に女性にとって、全世界で社会保護制度の巨大な格差を明らかにしている。危機は、既存のジェンダー不平等を増幅し、長年の政策無視と投資の欠如のみならず、農山漁村の女性の地域社会と生計に与える気候変動と環境悪化の影響を悪化させている。

9. COVID-19の危機が襲ってくる前でさえ、農山漁村女性と女兒は、年齢、所得、位置、婚姻状態と一家の長である状態、人種と民族性、文化と先住民族の状態、性的指向と性自認のために、また、HIV/エイズの悪影響を受けている女性、障害を持つ女性、女性移動者、難民、国内避難民として、貧困、食料の不安定、暴力及び排除の高い危険にさらされていた。構造的障害と差別的な社会規範が、継続して農山漁村女性の土地と生産資源、市場と技術へのアクセスを制限し、その意思決定力と発言権と働きの行使を損ない、COVID-19の影響を複雑化し続けている。暴力の影の流行病と言われている状態で、COVID-19のロックダウンと移動制限に関連する女性と女兒に対する増加する暴力の割合が、有害な慣行と子ども結婚を含め、農山漁村女性と女兒を一層暴力を経験する危険にさらしているが、基本的サービスと法的救済策と司法の欠如のために必要な支援を受ける可能性は低い。危機に対処するための女性の有償・無償のケア・ワークの強化---病人、子ども、高齢者の世

話---は、社会的ケアと保健サービス、清潔で安全な水と下水道とエネルギーへのアクセスが限られているために農山漁村地域では特に厳しい。さらに、農山漁村地域のジェンダー・デジタル格差が、農山漁村女性と女児の遠隔教育、基本サービス、危機中の救命情報へのアクセスを制限している。

10. 流行病中に浮き彫りにされてきた農山漁村女性と女児の多様性とその特別なニーズと優先事項には、その生計と福利と現在と今後の危機に対する強靭性を高めるために特別な政策とプログラムが必要である。

II. 農山漁村地域の女性と女児の生計、福利、強靭性を高める

A. COVID-19 危機の課題に特に関連して食料の安全保障と栄養に投資する

11. 加盟国は、農山漁村女性と女児とその家族と地域社会の食料の安全保障と栄養を高めるためのイニシアティブについて報告してきたが、その多くは、食料の安全保障にとって重要な水、森林、その他の資源へのより持続可能なアクセスのみならず、持続可能な農業生産、加工、再配分も支援している。加盟国の中には、農山漁村地域で COVID-19 の流行によって提起された食料の安全保障の課題に対応するために手段を取ったところもあった。

12. アルゼンチンでは、Prohuerta プログラムが、国全体で家庭農園や女性と男性の生産者団体と協力して、農業生態学耕作と健全な食糧へのアクセスを通して、食料の安全保障と主権を支援した。Sowing 食料の主権プログラムは、家庭農園で生産される安全で、料金が手ごろで、健全な食糧へのアクセスを提供するために、2020 年に 137 の生産者団体によって管理される食品加工と普及のための地方・地域市場と手を携えて、家庭農園のための食料の自給を対象とした。天然林と地域社会プロジェクトは、水へのアクセスを改善してきたが、これはその他の手段の中でも雨水の貯水を通して、農山漁村の農業者と先住民族の家庭のために、流行病の状況で、食料の安全保障の重要な要素であり、一方、全体的なプロジェクトは、6つの北部の州で、持続可能な森林管理計画の実施を通して、生産性を高めことを求めている。

13. ブルガリアは、環境と気候の配慮も含めた地域社会主導の地方開発を通して、農山漁村地域の女性と女児の食料の安全保障を支援している。ほとんどが農業食料産物の生産と加工がかかわる農山漁村女性によって提出されたプロジェクトが優先されている。

14. 中国では、国内食料管理局と中華全国婦女連合会が廈門市で、世界食糧の日の行事を合同で開催し、食料廃棄物を減らすための「食べ物を大事に」キャンペーンの提唱者、実践家、宣伝家となるよう女性を奨励することを求めた。農産物の販売の減少に COVID-19 の流行が与えたインパクトを緩和し、貧困緩和と食料の安全保障を支援するために、女性団体によって経営される e-コマース・プラットフォームが広東省と浙江省に設立され、26 の州と地域と 86 の低開発国からの 2000 以上の農産物が売りに出され、1 億 3,200 万人民币(2,000 万ドル)の所得をもたらした。

15. 2021 年の第一学期に、コロンビアは、国内の女性の起業を強化するために、COVID-19 の対応の一部として、女性起業家基金を開始した。農山漁村女性の場合には、資金提供のための優先セクターは、食料の安全保障をめぐって循環する、つまり、アヴォカド、カカオ、コーヒー、精糖前の砂糖黍、家畜、工芸品。最初の提案の呼びかけは、5,028 の応募を受け、43%が農山漁村女性からであった。

16. 2020 年と 2021 年にエルサルバドルでは、女性の地位向上のためのサルバドル機関が、女性の地方の指導者、先住民族女性、農山漁村女性、女性世帯主、女性のマキエラ労働者に国内的に保健緊急事態プログラム食料パッケージを配布した。同時に、女性も男性も、零細生産者は、家庭の食料の自給を強化するために支援を受けた。

17. フランスは、食料の安全保障と栄養の状況で、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関する世界食糧の安全保障委員会の任意のガイドライン開発を支援してきた。この任意のガイドラインは女性と女児の食料への権利の実現に飢餓の構造的原因が与える不相応なインパクトに対処するであろう。フランスは、脆弱な母集団の強靭性を強化し、栄養失調と闘うことを目的とするプログラム化した食料援助計画を通して、農山漁村地域の女性と女児のエンパワーメントに貢献している。2020 年に、資金提供されたプロジェクトの 88%近くが経済協力開発機構の開発援助委員会のジェンダー・マーカーによって定義されている---重要または主要な目標としてのジェンダー平等の---1 点または 2 点を受けた。

18. 資産のための食料援助イニシアティブを通して、世界食糧計画(WFP)は、人々とその地域社会の長期的食料の安全保障を改善することを目的としている。食料が不安定な家庭は、生産的資産と天然資源を築いたり、修復したりする時間を作り、危険と衝撃のインパクトを減らし、食料の生産性を上げ、自然災害に対する強靭性を強化して、資産の決定、評価、管理に女性と女児がかかわらせつつ、直接的な食糧のニーズに対処するために、現金給付または食料に基づく給付を受ける。2013 年から毎年、この計画は 50 か国以上で、1,000 万から 1,500 万人の人々が生産目的で何十万ヘクタールもの悪化した土地を回復し、何千ヘクタールもの森林に植林し、井戸や池を築くことにより水へのアクセスを改善し、生計と農慣行の訓練を受ける手助けをしてきた。2021 年には、49 か国の 750 万人以上の々(360 万人の男性と 390 万人以上の女性)がこのイニシアティブから利益を受けた。

B. 農山漁村女性と先住民族女性の生物多様性の保存と持続可能な利用への重要な貢献を支援する

19. 加盟国の中には、農山漁村女性と先住民族女性の経済的エンパワーメントも生物多様性の保存と持続可能な利用も推進するジェンダーに配慮したプログラム形成を支援してきたところもある。ほとんどが生計プロジェクトであるが、技術と市場へのアクセスにおけるジェンダー格差を埋め、農山漁村女性の声、働き、天然資源管理への参画をを求める重要な要素を持つものもある。2, 3 は、COVID-19 対応と回復にもつながっている。

20. アルゼンチンの天然林と地域社会プロジェクトは、生物多様性の保存と持続可能な利用、

特に自己消費と所得創出のため持続可能な森林産物の利用に関連した先住民族女性と農業女性の活動のみならず、地域社会領土のための参加型の土地利用企画を支援し、推進している。

21. 中国では、中華全国婦女連合会と中央農山漁村ラジオ・テレビ校が、持続可能な農業生産技術に対する女性農業者の理解と慣行を強化し、生物多様性の保存と持続可能な利用を推進するオンラインの訓練コースを合同で創設した。

22. ガーナは、50万ヘクタールのサバンナ林を回復し、森林管理と火災管理でシアバターの木の価値網と女性のエンパワーメントと地域社会の訓練への投資を推進しつつ、悪化した森林保護区で50万ヘクタールのサバンナ林を回復し、25,000ヘクタールのシアバターの木とその他の土着の木の種を植林するために、グリーン気候基金、ガーナ政府及び民間セクターによって資金提供されるガーナ・シアバターの木風景排出削減プロジェクトを実施している。21のアフリカ諸国にわたって、総計1,600万人の女性が、シアバターの実を自分たちの消費と販売するために、収穫し、穀粒とバターに加工して、自分たちの生計のためにシアバターの木に依存している。シアバターは、料理、化粧品、チョコレートのココア・バターの代用品として用いられている。世界的な需要は、過去20年で促進され、西アフリカで年間800万本のシアバターの木が失われる状態で、薪や炭としても用いられ、農場やセトルメントのために整地されるシアバターの木の公園や森林への圧力につながっている。生物多様性と気候への否定的インパクトに加えて、女性の生計とシアバターの木の価値網にとって厳しい結果となり、主要な不足が予想されている。このプロジェクトは、女性のシアバターの木の生産を下支えする生物多様な風景の農林業制度を支えることにより、炭素の排出を削減することが期待されている。

23. スロヴェニアでは、農山漁村のセトルメントは、豊かな動植物の農業・森林地域に囲まれており、保護地域は、スロヴェニア領土の半分以上を占めている。多くが女性である農山漁村の地主は、自然保護に重要な役割を果たしている。スロヴェニアの農山漁村開発計画(2013-2020年)は、農山漁村女性の重要な所得源であり、田園地帯で暮らすというその決定を推進し女性を支援するための若い女性農業者のための事業立ち上げの重要な所得源である助成金のある農場活動の開発を含め、農場活動の多様化に対する支援を要請している。この「計画」には3つの優先事項があり、その第一(農業と林業に関連する生態系を回復し、保存し、強化する)は、生物多様性と水と土壌の管理を改善するために、資金提供される契約の下に、スロヴェニア農地の約3分の1を置いている。

24. フランスは、女性団体を支援するために1億2,000万ユーロの基金を設立したが、そのうちの500万ユーロは、2021年の支援で、プロジェクト、特に天然資源と生物多様性、農業生態系、混農林業、家族農業、持続可能な漁業及び農山漁村開発と女性のエンパワーメントを要請している。

25. 国連食糧農業機関(FAO)、ブラジル協力機関及びラテンアメリカとカリブ海地域の7

つのパートナー国は、綿の価値網の持続可能な開発を推進し、綿のセクター、特に土着の綿の種類・形態の保存と持続可能な利用で、綿の価値網の持続可能な開発を推進し、農村漁村と先住民族の女性と女兒の権利と経済的エンパワーメントを拡大する+綿プロジェクトを共同で実施している。プロジェクト介入は、コロンビアのアグアチカの女性工芸家のために綿繊維のカーディング、紡ぎ、加工のための原型の技術を開発することによって技術へのアクセスにおけるジェンダー格差を減らす手助けをしてきた。これは、チャラグアとパイロンの先住民族女性工芸家の利用のためにボリヴィアで見習われ、かなりの文化的価値のある土着の綿製品の保存に貢献しつつ、糸と手工芸品の改善と紡ぎ時間の削減を可能にした。2020年中に、このプロジェクトは、このセクターでの女性の役割の重要性を強調し、推進し、女性の経済的エンパワーメントのためのイニシアティブを推進するために、生産者、工芸家、技術者、デザイナー、意思決定者を含め、綿と取り組んでいる女性の地域ネットワークを設立する手助けをした。女性の綿工芸家の地域コースが COVID-19 の余波での経済的再活性化を支援するために 2021 年 7 月に開始されるであろう。

26. 世界環境ファシリティからの資金提供を得て、国連開発計画(UNDP)は、生物多様性を保護し、ジェンダー主流化をカギとなる要素として、ザンビアの第 Kague 国立公園と西 Lunga 国立公園の管理を強化することを求めている。ジェンダー同数が森林を管理する地方のガヴァナンス委員会で要請され、持続可能な土地管理のための地域社会主導の活動に関して意思決定の権威を持つ役員含め、女性が村の行動グループの委員の半数を占めている。

C. 気候変動と環境悪化に対して、特に女性の小規模農業者の強靭性を築く

27. 加盟国は、環境悪化と気候変動の逆効果に対応する農山漁村の女性と女兒の強靭性と適合能力を支援している。農山漁村女性と女兒の声、働き、気候・環境問題に関する意思決定への参加を保障することは、その生計、福利、強靭性及びその地域社会の生計・福利・強靭性を可能にするための基本である。そのようなイニシアティブが築こうとしている強靭性は---しばしば、持続可能なエネルギーとデジタル技術がかかわる革新的解決策を通して---農山漁村地域の女性と女兒に、今日と今後の増幅する衝撃と危機に直面するためにより良く備えさせるためにある程度の永続的効果を持つべきである。

28. フランスでは、フランス開発機関が、ジェンダー平等を推進し、気候変動と闘うために、フランスの国際協力パートナー国での女性の市民社会団体を支援するために総計 500 万ユーロを求めて、2021 年に「ジェンダーと気候」プロジェクトの呼びかけを開始する。機関の「適合行動ファシリティ」は、脆弱性と相当する用いられる解決策を明らかにするために農山漁村女性を動員し、対象を絞った包摂的な適合措置を推進し、ドミニカ共和国、マダガスカル、コートジボワール、セネガル、ギニア及びインド洋地域で、女性が独自の強靭性の担い手となる手助けをしている。

29. カタールは、国際レベルで、農山漁村女性の権利とエンパワーメントを強化するために活動している。2020 年 12 月に、カタール開発基金は、COVID-19 流行のインパクトを気

候変動が小規模農業者、特に開発途上国の農山漁村地域で暮らしている女性に与える影響を削減する目的で、小規模農業プログラムの適合を支援するための国際農業開発基金との貢献協定に署名した。

30. FAO、国際農業開発基金、国連ウィメン及びエチオピア、グアテマラ、キルギスタン、リベリア、ネパール、ニジェール及びルワンダの WFP によって合同で実施されている「農山漁村女性の経済的エンパワーメントに向けた進歩の促進に関する合同プログラム」は、約 65,000 名の農山漁村女性と 15,000 名の男性の強靱性を強化し、食料生産を増やし多様化する手助けをし、家族と地域社会のための栄養成果を改善し、所得と貯蓄を増やした。このプログラムは、農山漁村農業協同組合と自助グループのために資産へのアクセス、環境と気候に適したインフラと技術へのアクセスを促進してきた。このプログラムは、参加者のオンライン訓練を含め、リモートの実施方法論に切り替えることにより、COVID-19 のインパクトに対応することができた。参加者たちは、例えば、販売または製品の型を多様化することにより、貯蓄やクレジットへのアクセスを通して、その零細事業を適合させることにより、流行病の社会経済的インパクトに大部分耐えることができ、地方自治体との関連性を確立した。

31. 2020 年に、イエーメンの農山漁村強靱性プログラムの一部として、UNDP は、パートナーと共に、就職し、地域社会の意思決定に参画するようエンパワーして、マイクログリッドを設立して管理する際に、700 名の女性を支援した。マイクログリッドへの接続性は、1 万人の人々のクリーン・エネルギーへのアクセスを改善した。ウズベキスタンでは、UNDP が、世界環境ファシリティからの資金調達で、地方の銀行との協働で、国の 5 つの地域でグリーン抵当権計画を試した。2019 年から 2020 年までで、この計画は、発電のために屋上の光二次電池を備えている料金が手ごろな低炭素農山漁村家屋のために、1,329 の抵当権を出した。女性が、すべてのローンの 67% を占めて、抵当権借用者の大多数であった。UNDP の支援と世界環境ファシリティの資金調達で、ペルーでさらに多くの農山漁村女性が、クリーン・エネルギー技術の器具の備え付け、利用、維持と持続可能なエネルギー製品とサービスを提供する小規模事業の創設で、農山漁村地域で暮らしている女性を訓練する新しい女性のエネルギー校 eMujer のおかげで、エネルギー・セクターの一部となった。

32. 「エンパワーする: 気候に強靱な社会のための女性」と題するアジア太平洋での国連環境計画と国連ウィメンとの合同プログラム(2018-2022 年)は、バングラデシュ、カンボディア及びヴェトナムに特に重点を置いて、気候変動に最も脆弱な地域の一つで女性の強靱性を築くことを目的としている。政府や市民社会と協力して、このプログラムは、気候変動政策を生み出し実施することを支援し、気候変動のインパクトに関して家庭レベルでの性別データとジェンダー統計の収集を試し、グリーンな回復の一部として、女性の再生可能なエネルギー事業の能力と資金提供へのアクセスを築いた。地域社会の女性と 3 か国の政策策定者との現地での協力に加えて、このプログラムは、いくつかの革新的な知識の

産物と「アジアの気候変動、ジェンダー平等及び人権(2020年)」、「COVID-19の状況でのジェンダーと気候変動(2020年)」及び「再生可能なエネルギー政策へのジェンダーの統合---再生可能なエネルギー政策と意思決定者のためのガイドライン(2020年)」を含め、いくつかの革新的な知的産物と政策ガイダンス文書を生み出してきた。

33. 気候に強靱な農業に関する国連ウィメンの旗艦プログラム・イニシャティヴは、サハラ以南アフリカの15か国以上にわたって最も顕著に発展し、国連機関、各国政府、金融機関、市民社会団体及び女性の生産者協会と農業協同組合を含めた多様なステイクホルダーのパートナーシップを通して実施されている。このイニシャティヴは、プログラムの行動と政策アドヴォカシー、農業セクターの炭素の足跡を減らすための改革を通して、5万人の女性農業者とその地域社会の気候強靱性を築いてきた。このイニシャティヴは、農業生態系技術に移行し、再生可能でエネルギー効率の高い技術を組み入れることにより、気候変動に適合する女性農業者の能力を改善し、土地、金融、市場への女性のアクセスを増やしている。これら及びその他の努力を支援するために、国連ウィメンと国連人権高等弁務官事務所は、「土地とその他の生産資源への女性の権利を実現する(2020年)」と題する報告書の第2版を出版した。

34. 統合された気候の危険管理のためのWFPの旗艦R4農山漁村強靱性イニシャティヴは、災害危険削減、金融貯蓄、気候保険サービスへのアクセスを通して家庭の所得と食料の安全保障を強化することができるようにすることにより、農山漁村地域の女性と女兒の状況を改善することを目的とし、平等な資源へのアクセスと意思決定における平等な発言権を推進している。2020年と2021年中に、R4は、55%が女性である約18万人の農業者が、10か国で、指数保険製品と補足的な危険管理サービスにアクセスできるようにした。プログラム実施の10年以上は、受け取った保険の支払金をどのように配分するかを決定する際に女性が不可欠の役割を果たしている状態で、女性の意思決定と金融自治に良好なインパクトを与えていることを示している。2020年に、R4は、70%が女性である85,000人の農業者が、村の貯蓄・貸付グループで、ささやかな貯蓄を蓄え、生計を保護し多様化し、所得創出活動にかかわり、衝撃をよりよく吸収する手助けをした。

D. 流行病中のニーズの増加に鑑みて社会保護を改善する

35. 流行病に対する社会的保護対応はおそらく前例のないものであったが、多くの国々は、社会保護と公共サービスへの投資を制限した2008年の財政危機と緊縮措置からまだ回復していない。世界人口の70%近くが、女性が男性に立ち遅れている状態で、COVID-19の危機の始まりで、包括的な社会保護制度によって保護されていなかった。UNDPと国連ウィメンのCOVID-19世界ジェンダー対応追跡は、219の国々と領土にわたって取られた3,112の措置を分析し、2021年3月までで、187か国が、ジェンダーに配慮していると考えることのできる約1,300の措置を取ったと決定した。社会保護は、女性の経済的安全保障を対象とした措置の半分以上を占めており(287のうち153)、その中で現金給付(55か

国で 68 の措置)---ほとんどが平均 3.3 か月の期間---及び食料援助(32 か国で 39 の措置)が最も共通していた。しかし、全体的な対応は、増加する貧困と食料の不安定を防ぐために必要なものにははるかに及ばなかった。農山漁村女性と女兒の特定の範囲は、まだわからないが、格差は、次の緊急事態に先立って、万人をよりよく保護する普遍的な社会保護下限の必要性を指摘している。

36. 加盟国は、COVID-19 流行の経済的・社会的・保健上のインパクトに対応して、農山漁村女性と女兒の社会保護とヘルス・カヴァレッジを強化するための手段を報告した。

37. エルサルヴァドルでは、2017-2021 年の雇用支援プロジェクトが、農山漁村女性に最小利子のローンと非金融支援と訓練を提供してきた。このプロジェクトは、シングル・マザーのための持続可能な雇用を支援する地方のイニシャティヴを後押しし、関連基準に合う 77,932 名の自営業の女性に、COVID-19 流行中の 2020 年 4 月から 9 月迄をカバーする 6 か月の社会保険料の支援を提供した。

38. フランスは、世界的な COVID-19 の対応の一部として、「COVID-19---共通の保健」と題する 12 億ユーロのイニシャティヴを 2020 年に開始した。このイニシャティヴは、アフリカに重点を置いて、社会保護措置をカバーし、基本的な社会サービスへの女性のアクセスを強化している。フランスは、流行病の影響を考慮に入れて、性と生殖に関する権利と健康を推進するために、1,500 万ユーロのプロジェクトの呼びかけも設立してきた。

39. イラン・イスラム共和国では、COVID-19 緊急事態対応プロジェクトが、保健パッケージ、地方の農山漁村女性のファシリテーターによる訓練と金融支援を提供することにより、ロックダウンの悪影響を受けた事業を支援するために、農山漁村・牧畜女性の社会経済的強靱性を築くことを目的としてきた。

40. モンゴルの COVID-19 の対応の一部として、「子ども金銭プログラム」が 2020 年に 9 か月間拡大され、利益は COVID-19 前のひと月 20,000 トゥグルグ(7 ドル)から 100,000 トゥグルグ(35 ドル)に迄上がり、120 万人のこどもたちに届き、これは農山漁村家庭にとって極めて重要であった。承認された 2021 年の国の予算は、家庭が流行病によって引き起こされた財政難を克服する手助けをするために、きわめて重要であった。2020 年から 2024 年までの政府の行動計画は、公共サービスを年金、育児給付、高齢者とひとり親への支援を含め、デジタルの形態で完全にオンラインでよりアクセスでき、透明性があり、より素早いものにすことを意図している。

41. ペルーは、デジタルで利用できるまたはインターネットのアクセスのない農山漁村と遠隔地域では地方の機関を通して、月々 200 ソール(50 ドル)を COVID-19 で片親または両親を失った子どもと思春期の若者に支給している。

42. スロヴァキアは、その 2021 年から 2030 年までの社会サービス戦略と国の優先事項の中で、社会保護が農山漁村地域の女性と不利な条件にある集団、特に子ども、高齢者、

障害者、失業している農山漁村の母集団の社会包摂にとっての基本であると述べている。

43. スロヴェニアでは、2020年と2021年のCOVID-19に対応して、資格基準に合う農山漁村地域の高齢女性農業者は、1回限りの連帶給付を受けるかも知れない

44. シリア・アラブ共和国は、農山漁村女性の社会的エンパワーメントのための統合されたサービス(生殖に関する健康、プライマリー・ヘルス・ケア、心理的支援、事例管理、子どもの保育園、教育サービス、法的教育と相談、コンピュータの利用訓練及びその他の訓練プログラム)を提供するために農山漁村の開発センターを用いてきたが、これはCOVID-19の広がり防止についての意識啓発を強調して、流行病中に部分的に継続した。現金支援プログラムは、家族を支えている女性を優先して、農山漁村地域に重点を置いた。

45. タイは、農山漁村地域の女性と女兒を含め、無宿者と失業者のようなCOVID-19の悪影響を受けている脆弱な集団のためにシェルター、食料、医療ケアを全国的に提供している。8つの州の女性と家族開発学習センターは、職業訓練コースと職業基金を含め、COVID-19後に安定した生活を築くために技術と知識を開発するために、シングル・マザーを含めた女性を支援している。負債中止プログラムも、女性の経済的機会と開発を支援するための回転基金である国内女性開発基金の会員である女性を支援するために開始された。

46. トルクメニスタンでは、合同持続可能な開発目標基金によって資金提供される、包摂的な質の高い地域社会を基盤とした社会サービスの導入を通して社会保護制度の改善に関するプロジェクトが、親からの離別の危険にさらされている子どもたち、親の世話を受けない子どもたち、障害を持つ子どもたち、危険にさらされている青年、ジェンダーに基づく暴力に直面している女性、基本的な日常のケアで支援を必要としている障害者と高齢者のための包摂的な地域社会を基盤としたサービスの新しいモデルを立案することを求めている。

47. ジンバブエは、女性の料金が手ごろな資本と運用できる金融へのアクセスを改善し、農山漁村または遠隔地域で暮らしており、非正規の経済で働いている大多数の女性にアクセスできるものにするために銀行制度を分権化することにより金融包摂を促進する目的で、女性少額金融銀行を設立した。2018年8月から2019年11月30日までに、総計75,451の銀行口座が、ほとんどが農山漁村地域で、女性によって開設され、総計46,979のローンが女性に支払われた。

48. 農山漁村の貧困と飢餓と闘うためのジェンダーに配慮した社会保護プログラムの推進に関するFAOのツールキットは、現金給付や公共事業のような農山漁村母集団のための社会保護プログラムにジェンダーのレンズを適用する際に、実践家を支援し、プログラムの立案、実施、監視、評価をカバーしている。このツールキットは、地方の適合で様々な状況での適用を促進するために、英語とフランス語とスペイン語で利用できる。

49. 国際電気通信連合の「スマート・ヴィレッジ」プロジェクトは、ニジェールで試験的に行われており、遠隔の農山漁村地域社会を繋げ、農山漁村の女兒と女性の生活をデジタル的に変革する可能性を持つ多様なジェンダーに特化したツールやサービスの提供を同時に支援できる多機能の持続可能なデジタル・プラットフォームを設立することを目的としている。女性の3分の1が、妊娠中に十分な医療監督を受けていないニジェールでは、一般の保健実践家が、病院の専門家と相談し、女性患者により質の高い正確な診断を提供できるようにする農山漁村の地域社会保健センターでの遠隔医療の解決策のみならず、このプロジェクトは、無料のテキストまたは短い音声のメッセージの形態で若い母親や妊婦を対象を絞った予防保健ケアや栄養の助言を提供する医療メッセージ・サービスを用いている。

E. 特に暴力という影の流行病を仮定して、あらゆる形態の暴力を撤廃し、基本サービスを提供する

50. UNDP と国連ウィメンの COVID-19 世界ジェンダー対応追跡によれば、政府によって取られる措置は、女性と女兒に対する暴力という影の流行病に対処している(149 か国にわたって 832)。しかし、COVID-19 の移動制限と公共の輸送の欠如がウイルスを抑えるための保健サービスの制限と相俟って、孤立した農山漁村地域の女性と女兒が基本的サービスにアクセスすることを特に難しくしている。加盟国は、農山漁村の女性と女兒に到達するために重要な努力を払ってきた。

51. ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、2013 年に、「イスタンブール条約」とも言われる「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約」を批准し、女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、撤廃する戦略と政策を実施してきた。COVID-19 危機の当初から、この国のジェンダー平等機関は、女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、撤廃することを含め、すべての措置にジェンダーの視点を統合するために市民社会団体、主要省庁、危機チームを含め、すべての関連機関に勧告を出し、暴力の増加に対応し、流行病中に必要なサービスを維持するその能力を強化する措置を取ってきた。

52. ブルガリアは、暴力の被害者とサヴァイヴァーのための宿泊とサービスを提供する危機センターの数を増やし---2020 年 3 月の 13 から 2021 年 3 月の 27 にまで---ドメスティック・ヴァイオレンスまたはその他の暴力に直面している妊婦と子どもを持つ母親のために一時的な宿泊所を提供する専門ユニットの数も増やしてきた。

53. エルサルヴァドルでは、2021 年の国際女性の日に、サルヴァドル女性の地位向上機関は、COVID-19 の対応の一部として、ガイダンスと心理カウンセリングと法的助言を提供する暴力の状況にある女性のためのヴァーチャルのサービス・プラットフォームを開始した。女性と LGBTIQ の人々は、秘密裏に、専門家への手数料なく話すためのモバイル機器を利用でき、すべての会話は自動的に消去され、機器にデジタルの痕跡を残すこと

はない。

54. イラン・イスラム共和国は、流行病中に暴力の危険にさらされていたり、その被害者またはサヴァイヴァーである農山漁村と非農山漁村の女性と女兒がいくつかのウェブサイトとホットラインを利用できるようにした。医者、看護師、心理学者、法的助言者を含めた何千人もの専門の促進者が、社会・心理サービス、法律相談、介入を提供している。

55. キルギスタンは、支援サービスと安全警報に関して女性のための5万部以上の小冊子やポスターを配布し、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者とサヴァイヴァーのため、国中の危機センターで、オンラインと対面の相談会を開催し、社会的・法的・心理的支援を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスに対して、速やかで訓練された対応を提供し、政策とプログラムを特徴づけるために利用者から情報とフィードバックを収集する社会保護ホットラインを2021年1月に開始した。

56. 2020年12月に、レバノン議会は、暴力被害者とサヴァイヴァーのより効果的な保護に向けて、「女性と家族全員の家庭内暴力からの保護に関する法律」(法律第293/2014号)の改正を承認し、セクハラを犯罪化し、被害者を更生し、地域社会へのその統合を保障する法律を承認した。

57. 2021年1月に、モンゴルは、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者とサヴァイヴァーのための法的・心理的カウンセリングと社会保護サービスの制度を導入した。

58. 2020年5月に、ルーマニアは、支援サービスのデータベース、性関係とハラスメントにおける同意に関連する助言、親密な関係で最も頻繁に見られる様々な虐待的行為の事例研究、裁判所で証拠として役立つテキスト、オーディオ、ビデオ、写真のコンテンツを伴った機密のデジタル日誌で暴力の発生を記録する施設を含め、支援と情報を提供して、ルーマニア語、英語、ハンガリー語で利用できるドメスティック・ヴァイオレンスの被害者とサヴァイヴァーのための無料のデジタル・ツールである「明るい空のアプリ」を開始した。

59. 2019年と2020年に、UNDPは、ジェンダーに基づく暴力のレンズをCOVID-19の介入に統合することを通して、ジェンダーに基づく暴力に対処する努力で80か国にわたる支援を支持した。例えば、UNDPは、農山漁村の場にいる者を含め、ロックダウン中に被害者とサヴァイヴァーに到達するためにデジタル技術を用い、サービスと法的・心理的・医学的支援への安全なアクセスを提供しているモーリシャス、モンテネグロ、ウズベキスタンで携帯アプリを開始した。インドネシアでは、UNDPは、リファーラル・メカニズムを強化し、パプア州の遠隔の村で、女性と女兒がサービスにアクセスできることを保障する手助けをしている。

60. 「スポットライト・イニシアティブ」は、アフリカ、アジア、カリブ海、ラテンアメリカ及び太平洋で、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するための欧州連合と国

連の間の世界パートナーシップである。2020年に、65万人以上の女性と女兒が、COVID-19の制約とロックダウンにもかかわらず、ジェンダーに基づく暴力の基本サービスを受けた。農山漁村女性と女兒が基本サービスにアクセスする際に遭遇する困難を克服する手助けをするために、「スポットライト・イニシャティヴ」は、例えば、無料の性と生殖に関する一つの位置でのジェンダーに基づく暴力に関する健康サービス、法的助言、心理的支援及び情報を提供して、遠隔の地域社会に旅し、長期ケアのためのリファーマルを行うベリーズの6つの移動女性センターを支援してきた。

E. 性別・年齢別データとジェンダー統計の収集、分析、普及を強化する

61. 農山漁村女性と女兒が利用できるデータと統計にかなりの格差が存在するが、加盟国は、COVID-19によって引き起こされた統計活動の破壊にもかかわらず、ある程度の進歩を報告している。性別データとジェンダー統計は、ジェンダーに配慮した持続可能な開発政策、プログラム及び戦略を策定し、食料の安全保障、生計、生物多様性の保存、環境と気候の強靱性並びに社会保護、公共サービス、インフラの提供及びジェンダーに基づく暴力に対するものを含め、農山漁村女性と女兒の社会的・経済的貢献をよりよく理解するための基本である。国々の中には、とりわけ農山漁村女性と女兒によって行われる無償の家事・ケア労働の不相応な割合を評価する手助けとなる生活時間のデータを収集し続けているところもある。

62. コロンビアは、COVID-19が農山漁村女性の経済的エンパワーメント、情報コミュニケーション技術の知識とアクセス、政府のプログラムと金融援助へのアクセスに与えるインパクトを評価するために農山漁村地域の女性団体を集めた。優先されたデータと情報ニーズの中に、インターネットのアクセスと飲用水のない農山漁村地域の明確化と国の社会プログラムから利益を受けたことのない農山漁村女性のリストの検証があった。

63. エルサルヴィドルでは、ジェンダー統計観測所が、報告書の中でもとりわけ、農山漁村と都会地域の女性をカバーするジェンダー統計(その最近のものは2019年から)と国全体の女性に対する暴力(最近のものは2020年1月から6月まで)に関する定期ブレティンを出している。

64. フランスは、フランス開発機関を通して、「持続可能な開発目標」、特に「目標5」に関する進歩を測定するための部門別・テーマ別調査を行う国連女性の「どの女性も女兒も大事」イニシャティヴの一部として、2021年にセネガルで、ジェンダー統計に関するプロジェクトを支援している。

65. レバノンでは、強制移動者省が、レバノンのすべての都市に農山漁村と地方の開発に関し電子アンケートを送り、2021年5月11日までに87.9%が回答した。このデータは農山漁村地域の女性の状況分析の土台となる。

66. モンゴルは、女性牧畜者に関するデータを集めて評価するための家畜調査で、ジェン

ダーに関連する統合質問を有している。さらに、家事に費やす時間を含め、男女の牧畜者の活動を明らかにし、意思決定におけるその役割を評価するために、ブルガン州で、試験調査がおこなれたが、これは、今後の調査の基礎として役立つはずである。

67. 女性と家族に対する暴力の防止と根絶のためのペルーのプロダムのウェブ・ポータルは、農山漁村地域を含め、このトピックに関する情報に対する需要の増加に応えるために、女性と男性、女兒と男児に対する経済的・心理的・身体的・性的暴力に関する性別データとジェンダー統計を提供する最新の編集とブレティンを定期的に利用できるようにしている。

68. スペインは、仕事の世界と生活時間を含め、農山漁村地域の社会人口学的状況とジェンダー不平等に関する情報が含まれている農山漁村地域のジェンダー平等の 2011 年の調査を現在更新しており、並んで意思決定の道具としての農山漁村地域と農業セクターでの女性に関する適切な性別統計情報を入手し生むための調査を行っている。

69. トルクメニスタンは、2020 年に家庭における女性の健康と地位に関する調査を行ったが、その結果は、整理統合され、現在分析されており、「目標 5」のための指標を見直すために役立つべきである。

70. 2020 年 3 月に、FAO は、女性の土地への権利と所有権に関する情報を捉えている FAO が管理人となっている 2 つのジェンダーに配慮した「持続可能な開発目標」の指標、5.a.1 と 5.a.2 に関して初めてデータを報告した。それ以来、FAO は、両指標のための能力開発努力を促進し、5.a.1 に関しては 10 か国のデータ、5.a.2 に関しては 16 か国のデータを 2020 年の年次報告サイクルで報告できた。FAO は、食料の不安定に関する指標 1.2 に関して、性別の国、地域、世界のデータを伴った全データセットも初めて提出し、これで食料にアクセスする能力の男女間の違いを描写することができた。

71. 世界保健機関(WHO)の「保健公正モニター」は、農山漁村女性と女兒が経験している不平等を捉えるために、多様な性・生殖・妊産婦、新生児・子ども・思春期の保健の指標の分類を認めている。これは誰が取り残されているかに関して証拠を提供し、既存のジェンダー及びその他の格差を埋め保健の公正を達成することを求める保健政策、プログラム、慣行を特徴づける。WHO は、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに向けた改革において、農山漁村の貧者のニーズにより良く応えるために、農山漁村保健の不平等と保健制度の業績のカギとなる側面を探求するために、「多面的貧困指数」とプライマリー・ヘルス・ケア監視枠組みを用いている。2021 年中に、WHO は、国の保健政策、戦略、計画及びプログラムの公正指向の農山漁村保証のための規範的基盤に基づいた作業を進めている。

III. 結論と勧告

72. 加盟国は、COVID-19 流行の経済的・社会的・保健上の反響が環境・気候危機を複雑化し、貧困と食料の不安定を悪化させ、ジェンダー不平等を深めた世界的状況で、農山漁

村地域の女性と女児の状況を改善しようとしてきた。もし包括的な社会保護制度、持続可能で料金が手ごろで安全なインフラと公共サービスへのアクセスで補強されているならば、これらすべてがほとんどの国で欠けているが、危機の現在の複合体の規模は、深く根差したジェンダー不平等と相俟って、農山漁村女性と女児の生計、福利及び強靭性を共に織りなす統合されたジェンダーに対応した農山漁村開発の取り組みを意味する。

73. 加盟国は、ジェンダー平等の配慮と農山漁村女性のエンパワーメント、声、働き及び生計、食料の安全保障、生物多様性の保存、天然資源管理、気候と環境の強靭性を改善するための参画を主流化するプロジェクトを支援してきたが、多くの国々は、これら側面のいくつかまたは全部を統合してきた。国々の中には、場合によっては遠隔の農山漁村の位置にいる女性と女児に到達するためにモバイルの輸送、モバイルのデジタル解決策を用いて、女性と女児に対する暴力という影の流行病に対応するために、COVID-19 の制約を克服することができたところもある。しかし、本報告書でカバーされているすべてのテーマに関して性別・年齢別データとジェンダー統計を整理統合することは、依然としてせいぜい断片的である。ある程度の進歩は報告されてきたが、目に見え改善をもたらす政策と行動を特徴づけるには、ますます政策に注意を払い、財政投資をすることが、農山漁村女性と女児の状況を質的にも量的にも評価する適切なレベルに達するために必要とされる。

74. 加盟国は、農山漁村地域の女性と女児の状況を改善するために、総会によって検討のために出された以下の勧告を実施するよう奨励される：

(a) 女子差別撤廃委員会の気候変動の状況での農山漁村女性の権利に関する一般勧告第 34 号(2016 年)と災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する第 37 号(2018 年)に留意し、持続可能な農山漁村開発、ジェンダー平等及び農山漁村女性と女児の人権の実現への既存のコミットメント、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を、どの農山漁村女性と女児も取り残さないという統合された普遍的枠組みとして実施するための行動を取ること。

(b) ジェンダーに対応し、統合された、持続可能な開発と農山漁村女性と女児のニーズに応える農業・農山漁村開発政策とプログラムを立案し、開発し、実施すること。

(c) 女性農業者、漁業者、農業労働者を含め、農山漁村女性と女児の持続可能な農業・農山漁村開発戦略、政策、プログラムへの完全で平等な参画を推進すること。

(d) 農業と農山漁村開発、環境・気候・天然資源ガバナンスへの農山漁村女性の完全参画とあらゆるレベルの意思決定を保障すること。

(e) 農山漁村女性と女児が直面している重複し、重なり合う形態の差別と暴力を撤廃する決定的行動を取ること。

(f)農山漁村地域で、基本サービス、法的救済策及び司法へのアクセスを保障することにより、女性と女兒に対する暴力という影の流行病を阻止するに必要な措置を取ること。

(g)農山漁村女性と女兒の福利と強靱性を高めるために、農山漁村地域で、貧困を根絶し、食料の安全保障と栄養、持続可能な生計、ディーセント・ワークと所得の安全保障を支援する政策を制定し実施すること。

(h)経済的・社会的・環境的・保健上の衝撃と危機に対応し、回復するすべての農山漁村女性と女兒の強靱性と適合能力を強化すること。

(i)気候変動と環境悪化の否定的インパクトに応える農山漁村女性と女兒の強靱性と能力を支援するジェンダーに対応した戦略を開発し、採用すること。

(j)先祖、先住民族、現代の技術的慣行と知識を促進し、改良サービス、情報及び訓練へのアクセスを強化することにより、気候変動と環境悪化への農山漁村女性と女兒と特に女性小規模農業者の強靱性を築くこと。

(k)農業生物多様性を含め、生物多様性の保存と持続可能な利用において、農山漁村と先住民族の女性と女兒の役割を推進すること。

(l)気候に強靱な農業生産、農業生態系、持続可能な天然資源管理にかかわるために、農山漁村女性の能力、技術、知識及び技術、情報及び市場へのアクセスを推進すること。

(m)関連法と政策を立案し、改革し、施行して、農山漁村女性の完全で、平等な権利と土地と保有の安全保障、天然資源と生産資源へのアクセスを保障すること。

(n)不相応な無償のケア労働と家事労働の割合を減らす手段を含め、すべての農山漁村女性と女兒とその地域社会のために、安全で清潔で料金が手ごろな水、下水道、エネルギー、輸送を含め、持続可能なインフラと技術に投資すること。

(o)教育、訓練、金融、保険、気候情報及び市場情報にアクセスする ICT を促進することにより、農山漁村女性と女兒を支援すること。

(p)生涯を通して、農山漁村女性と女兒の所得の安全保障を保障する下限を含めたジェンダーに対応した普遍的な社会保護制度に向けて活動すること。

(q)生涯にわたって、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを通して、農山漁村女性と女兒の保健ケアサービスの提供と料金の手頃さを保障すること。

(r)すべての農山漁村女性と女兒、特に非正規の雇用に就いている女性に、包括的な社会保護制度を拡大すること。

(s)貧困を根絶し、不平等を減らすために、重複し、重なり合う形態の差別を経験している農山漁村の女性と女兒が、社会保護、公共サービス、持続可能なインフラへの平等なアクセスを享受することを保障すること。

(t) COVID-19の流行が、農山漁村女性と女兒に与えたインパクトを評価し、貧困を根絶し、このインパクトを緩和するために、データと情報を利用するために、国の統計局、農山漁村開発機関、市民社会団体及びその他のステイクホルダーの能力を、優先事項として強化すること。

(u) 生物多様性の喪失、気候変動及び環境悪化が農山漁村女性と女兒に与えるジェンダー差のあるインパクトを考慮に入れ、このインパクトに対応し、緩和するジェンダーに配慮した、強固な証拠と調査、ツール、データベース、方法論及び政策分析を開発するために、社会的・経済的・政治的・科学的機関を支援すること。

(v) 性別・年齢別・その他の特徴別データを収集し、分析し、普及する国の統計局及びその他の関連機関の能力を高め、農山漁村女性と女兒の状況を改善するための政策と行動を支援するために、農業調査を含め、ジェンダー統計を生み出し、「持続可能な開発目標」の実施を監視し、追跡すること。

75. プログラムと戦略で、農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを支援しつつ、国連システム及びその他の国際団体は、あらゆるレベルで前述の勧告を実施し、測定し、監視する際に、加盟国を支援するよう奨励される。

女性移動労働者に対する暴力(A/76/245)

事務総長報告書

概要

総会決議 4/127 に従って提出される本報告書は、コロナウィルス病(COVID-19)流行の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力の問題に関して、現在の状況を概説するものである。本報告書は、この問題に対処し、移動女性の人権の保護を保障するために、加盟国が取った措置と国連システム内で行われた活動に関する情報を提供するものである。本報告書は、今後の活動のための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. 女性移動労働者に対する暴力に関する決議 4/127 で、総会は、加盟国、国連システムの団体、特に国際労働機関(ILO)、国際移動機関、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)及び国連麻薬犯罪事務所(UNODC)からの最新情報を考慮に入れて、女性移動労働者、特に家事労働者に対する暴力の問題と決議の実施に関して、第 76 回総会に包括的な分析的テーマ別報告書、並びに女性移動労働者の状況と NGO 含めたその他の関連する筋に言及している特別報告者の報告書を提出するよう事務総長に要請した。本報告書は、2019 年 7 月から 2021 年 6 月までをカバーし

ている。

世界の規範的・政策的枠組み

2. 「北京宣言と行動綱領」は、女性の権利の推進と暴力のない生活を送る女性の長続きする夢を説明している。CSW64 は、「北京宣言と行動綱領」の採択 25 周年に、政治宣言を採択したが、その中で、デジタルの状況を含めた公的・私的領域で、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と有害な慣行、並びに人身取引と現代の奴隷制度とその他の形態の搾取を撤廃し、防止し、対応することを含め、「宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施のための強化された努力の必要性を認めた(E/2020/27-E/CN.6/2020 10.第 I 章.A)。

3. 2020 年に、女子差別撤廃委員会は、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告第 38 号を採択したが(CEDAW/C/FC/38)、その中で委員会は締約国が女性と女兒が人身取引されることにつながる脆弱な状況を生み出す優勢な経済的・家父長的構造と労働・移動・亡命体制の否定的なジェンダーにより異なるインパクトに対処できない状態が継続していることを強調した。

4. CSW65 の合意結論の中で、CSW は、移動女性労働者の労働権の保護と安全な環境を提供することの重要性を認め、移動女性、特に非正規経済と未熟練労働に雇われている移動女性は、虐待と搾取に対して特に脆弱であると述べた。さらに、社会保護制度が、万人、特に周縁化されていたり、脆弱な状況にある者のために人権の成就に重要な貢献をすることができ、あらゆるスキル・レベルの女性移動労働者が社会保護にアクセスする手助けをする措置が取られるべきであることが認められた(E/CN.6/2021/L.3)。

5. 本報告書は、すべての公的・私的領域での女性移動労働者に対する暴力の問題に対処している 28 の加盟国、1 つの政府間機関、1 つの地域委員会、国連機関または専門機関からの提出物を組み入れている。本報告書は、国連機関及びその他の団体による最近の調査研究と報告書及び人権条約機関の最終見解、一般勧告及びコメント及び人権理事会の特別手続きマンデート保持者の報告書に基づいている。

II. 状況

A. データと傾向

6. 女性は、推定 2 億 8,100 万人の国際移動者の 48%を占めており、世界的に 1 億 5,000 万人の移動労働者の 44.3%を占めている。家事労働は、女性移動労働者の重要な雇用源であり続けており、特に 35.3%の移動女性がこのセクターで働いているラテンアメリカとカリブ海ではそうである。しかし、移動者に関する継続する性別データとジェンダー統計の欠如が、特に職場でのジェンダーに基づく暴力を含め、緊急に対処する必要のある重要な問題である。コロナウィルス病(COVID-19)は女性移動労働者の生活に深刻なインパクト

を与え、ジェンダーに基づく暴力の危険と生計の喪失を悪化させている。国連ウィメンの急速評価で、移動女性と協力している東南アジアの市民社会団体が、雇用者による暴力の37%の増加と家族による暴力の23%の増加を観察していることが分かった。

7. 推定1億人の女性移動労働者が毎年送金しており、世界的にすべての送金者の半数を占めている。国によっては、移動女性の平均送金額が、移動男性と同額であるかまたはそれ以上であるところもある。従って、移動女性は典型的に移動男性よりも稼ぎが少ないことを仮定すれば、彼女たちは所得のより多くの部分を送金している。国際的な移動女性は、送金のために銀行またはその他の送金サービスを利用する傾向にある男性よりも本人が直接やる金銭送金サービスにより多く頼っている。COVID-19の流行によって引き起こされた世界的不況は、2019年に比べて、2020年には、低所得国と中所得国への記録された送金の流れに1.6%の減少という結果となった。送金に関する性別データは欠如しているが、多くの移動女性、特に非正規の移動の地位の者は、職の喪失と所得の減少という点で特に厳しい打撃を受けているので、送金しようともがいてきた可能性がある。

B. 移動のジェンダーの側面

8. 女性は、貧困、教育へのアクセス及びディーセント・ワークの機会の欠如から紛争、環境悪化、災害及び土地の悪化にまでわたる様々な理由のために移動する。さらに、女性は、深く根付いたジェンダー不平等から生じる有害な慣行とジェンダーに基づく暴力を含め、ジェンダーに特化した人権侵害を逃れるために母国を離れる。例えば、アフリカの角の多くの国々の女性と女兒は、ジェンダーに基づく暴力を恐れて出発するかも知れず、暴力のサヴァイヴァーは、それにまつわる恥と汚名を逃れるために移動するかもしれない。

9. 女性は、家庭と公的生活への参画と地位を制限する制限的なジェンダー役割、家庭の規範と場を離れるためにも移動するかも知れない。女性はもっと責任があり、送金する可能性がもっと高いとも考えられる。多くの国々で、文化的に深く根差した世話と責任と責務に基づいて家族を養うという女性に対する社会的期待が、多くの女性が海外で働き、家に送金するという結果となる。

10. COVID-19流行の始まりから、世界中で移動制限と国境の閉鎖が増加してきた。そのような制限が、多くの移動女性が母国に戻ることを妨げたのみならず、多くの正規の道が削減され、閉鎖される状態で、さらに多くの女性が危険な移動ルートを利用する可能性があり、ジェンダーに基づく暴力と搾取と人身取引の高い危険に身をさらしてきた。

11. 多くの女性移動労働者は、移動政策と不安定な形態の労働で重複し、重なり合う形態の差別と不平等、ジェンダーに特化した制限を経験しており、このすべてが人種主義と排外主義の悪質さによって複雑化している。そのような差別が、女性移動労働者を一層高い暴力の危険にさらすが、先住民族であり、LGBTQIであることが明らかにされた障害者のアフリカ系の女性移動労働者にとってはが危険一層高くなる。例えば、障害を持つ女性は、非正規のチャンネルを通して移動する時、搾取と暴力の高い危険にさらされる。

12. 女性移動労働者は、家事労働とケア労働及び非正規セクターの職を含め、暴力、ハラスメント、虐待の危険が高いセクターにしばしば集中している。暴力は、募集、出発前、経由から、目的の国と帰還に至るまで、労働移動のサイクル中のいかなる時点でも起こり得る。

C. 移動の旅に沿った危険

13. 移動女性は、密輸業者、人身取引者、犯罪集団、腐敗した官吏、他の移動者を含め、様々な行為者によって行われる暴力のいつも存在している危険に直面する。暴力の発生はしばしば孤立したものではなく、ルートに沿ってどこでも重なる時間に起こり、例えば、中央地中海ルートに沿って旅していて暴力を目撃したり経験したりしたことのある人々の約30%が、複数の場所で目撃したり経験したりしている。あるルートに沿って、ジェンダーに基づく暴力の危険はあまりにも大きいので、移動女性はレイプを予期して避妊具を携えているかもしれない。

14. 地域と国々にわたって、逮捕を避け、国境を超える許可を与えられ、拘束から釈放されることと引き換えに、非正規の移動女性から性的好意を脅し取る腐敗した官吏の証拠がある。国家公務員や武装した警備兵が国境検問所で、移動女性に権力を乱用して、性的に搾取したり暴力をふるったりすることが COVID-19 流行中に増えてきたことも報告された。

15. 密輸業者は、全世界で移動女性と女兒に対する暴力のカギとなる加害者である。例えば、東部アフリカとアフリカの角の移動回廊に沿って、密輸業者はそのような出来事の90%に対して責任があることを調査が明らかにした。しばしば、「今行け、支払いは後で」の計画を用いて、密輸業者は、移動者が旅を続けるために途方もない手数料を取り、しばしば、借金による束縛、移動女性の強制労働、強制売春と生存のためのセックスを含めた性的搾取という結果となり、つまり、安全に通過するための「支払い」としてのセックスを提供する。アフリカの角の移動女性に対する身体的・性的虐待は、普通、移動者が旅を続けることができるように、本国の家族や友人から身代金を得るために、密輸業者が移動者を閉じ込め、拷問し、虐待する経由国の大きな倉庫である *megazens* で起こる。女性と女兒はこの *megazens* で頻繁に密輸業者及び他の移動者によってレイプされ、性的に攻撃され、性奴隷に強制される。

16. 密輸と人身取引との間の連続性は、密輸業者を利用する移動女性は、人身取引に対して脆弱であることを意味している。実際、密輸業者と疑われる者の20%が、人身取引ネットワークとつながりがあると見積もられている。UNODC は、性的搾取のための人身取引の被害者であることが発見された者の92%が女性と女兒であり、その中の35%が、発見された国では外国人であったと報告した。特に未熟練労働に就いている女性移動者にとって、正規の移動の道の欠如と制限的な入国計画が、人身取引の危険を高める。さらに、国の労働法の下での適切な保護の欠如が、女性移動労働者を人身取引に対して特に脆弱にしている(A/73/263を参照)。さらに、非倫理的な募集慣行と人身取引との間に直接的なつながり

がある。例えば、ウガンダでは、無許可の労働募集会社が、女性が被害者の大多数を占めている状態で、登録された人身取引被害者の90%以上の人身取引に対して責任があることが報告された。

17. 女性に対する暴力の脅威は、ある移動ルートに沿って特に高い。中央アメリカ-メキシコ-米国回廊も、暴力が、国際犯罪ネットワーク、国境管理官と警察官によって加えられる状態で、性暴力、誘拐、強制失踪を含め、移動女性に対する程度の高い暴力を特徴としている。コロンビア-ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国の国境に沿って、多くのヴェネズエラ女性が、COVID-19のインパクトのために行き帰りに非正規のチャンネルを利用せざるを得ない状況で、移動女性に対するジェンダーに基づく暴力と性的攻撃が頻繁に起こっている。ヴェネズエラ移動女性に対する性暴力の程度の高さと正常化は、排外主義的差別と基本サービス(司法、保健ケア、社会サービス)の欠如を背景として起こっており、被害者が出来事を通報し支援を求めることを難しくしている。

D. 移動のすべての段階での課題と危険

18. 移動は女性の働きの表現、そのエンパワーメントの道具となることができる。多くの女性にとって、移動はより良い生活に繋がり、その生計の機会と自治と働きを高める良好な経験となることができる。しかし、安全で正規の移動の道の欠如は、女性が移動者の密輸業者と非正規の道に向かうことにつながることもあり、これがその暴力、搾取、強制労働、人身取引の危険を高める。ジェンダーに対応した出発前の訓練の欠如が、多くの女性が、どのようにサービスにアクセスし、目的国で支援を求めるかを含め、自分の権利と責務を知らないことを意味し、ジェンダーに基づく暴力を含め、人権侵害の被害者となる危険を高めている。

19. 世界中で、国粋者の大衆迎合主義の台頭が、人種主義的・排外主義的事件、憎悪による犯罪、ヘイト・スピーチをエスカレートさせ(A/73/305を参照)、これに伴って、反移動者の言説と押し戻しが増加してきた。そのような反移動者の言説は、政府と地域社会と個人がCOVID-19の流行に関連する恐怖と課題に反応し、対応する時、増える傾向にある。国々の中には、女性移動労働者がCOVID-19を広げているとして、非難されたり、対象にされたりしてきたところもある。

20. 人種主義と排外主義の虐待は、移動女性だけが経験するものではないが、移動政策におけるジェンダーに特化した制限を含め、ジェンダー不平等の広がり、女性移動労働者に対するそのような侵害のさらなる拡散という結果となっている。多くの女性移動労働者にとって、その人種主義の経験は、そのジェンダー、階級、国の出自によって複雑化されてきた。第75回総会への報告書(A/75/590)の中で、現代の形態の人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容に関する特別報告者は、人種、民族性及びジェンダーに基づく生体認証技術の差別的作用を強調したが、これは、仕事の目的で入国する移動女性、特に白人男性よりもそのような技術によって判断を誤られる可能性が20倍も高い黒人女性に

強いインパクトを与えることもあることを強調した。

21. 女性移動労働者と特に非正規の移動の地位を持つ者は、しばしば、暴力の被害者とサヴァイヴァーのための基本的サービスへのアクセスを欠いており、COVID-19のロックダウン措置と資金の再利用が、これらすでに限られたサービスの利用可能性と取り込みをさらに減らしてきた。この状況は、暴露の可能性の72時間以内に適用される必要のある妊娠を避けるための緊急避妊とHIV感染を防ぐための暴露後の予防を含め、速やかな医療支援が必要である性的攻撃とレイプの被害者のために特に重大である。さらに、この流行病は、女性移動労働者の精神衛生に否定的影響を及ぼしてきた。国連ウィメンの調査で、マレーシア、シンガポール及びタイの移動母集団の多い近隣でのオンライン調査の約80%が、精神衛生に関連していることが分かり、高いレベルのストレス、鬱病、恐怖、不安、孤独感を強調した。しかし、女性に対する暴力に関連した調査のわずか20%が、助けを求めることに結びついており、ジェンダーに基づく暴力の被害者である多くの移動女性は、基本サービスを見つけだしておらずまたはアクセスしていないことを示していた。

22. 拘束されている移動女性にとって、性的虐待を含めたジェンダーに基づく暴力の危険は特に高い。拘禁施設は、典型的に性別の宿泊所と適切な数の女性職員を欠いている。2019年の総会への報告書(A/74/137)の中で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、拘禁されている移動女性に対する重大な権利侵害の例を強調したが、中には出産中に何時間もまたは続けて何日間も枷をかけられ、押さえつけられていたと説明された者もあった。トランスジェンダーの移動女性にとっては、拘禁の経験が非人間的であるのみならず、自認したジェンダーに合わないスペースに拘束されることを仮定すれば、男性と共に拘束される時、身体的・性的暴力の一層高い危険にも直面する(A/HRC/41/38)。

E. ディーセント・ワークと社会保護の欠如

23. 大勢の女性移動労働者、特に非正規経済にいる者、または非正規の移動の地位を持つ者は、労働搾取と虐待の高い危険に直面しており、その移動の地位のために、嘆かわしい労働条件を受け入れる可能性がより高く、暴力と虐待と搾取の危険を悪化させている。欧州連合諸国では、非正規の状況にある女性移動労働者は、日常的に孤立、社会的排除、搾取の危険、差別とジェンダーに基づく暴力を受ける。移動女性は、職場で虐待の高い危険にさらされているが、失業や逮捕や強制送還を恐れて、暴力の発生はしばしば通報されない。

24. 移動女性は、非正規経済で数が多く、正規の雇用契約のない不安定な条件で、労働法であまり保護されずに働いており、COVID-19の結果として失業と労働時間の削減の不相応な悪影響を受けてきた。多くの女性移動労働者、特に非正規経済で働いている者は、分担金のある社会保険からはしばしば排除されているので、保健ケアを含め、社会保護へのアクセスを欠いている。社会保護がなく、多くの移動女性が途方もない募集手数料を支払

うことから増加する借金に対処している状態で、移動女性は、不安定な労働条件を受け入れるようにとの強い圧力をかけられており、労働権の侵害と虐待の危険を高めている。さらに、彼女たちは、当局による身分証明書のチェック、罰金、逮捕、拘束または本国送還を恐れるために、COVID-19の検査、テスト、治療とワクチン接種を受けることをためらうかも知れない。

25. 家事労働は、すべての移動女性の約13%を雇用している。その仕事の多くがしばしば孤立したあからさまな権力の不均衡の場である個人の住居で行われる状態で、女性移動家事労働者は、経済的な、言葉の上での、心理的で、身体的な、性的虐待の高い危険に直面する。湾岸協力会議諸国の *kafalah* 制度のようなスポンサー制度は、自由に入国したり国を離れたり、雇用を止めたり変えたりできないことを仮定すれば、女性移動家事労働者に暴力やハラスメントを我慢するように強いて、強い脆弱性の状況に彼女たちを置く。

26. 家事労働者と特に身分証明のない者は、情報の欠如と言語障害のためまたは強制送還、失業またはその他の懲罰措置を恐れて、助けを求めたり権利侵害を通報したりすることをためらうかも知れない。女性移動家事労働者は、日常的に妊産婦保護へのアクセスを欠いており、母親とその子どもにとっての乏しい保健成果につながる。国によっては、妊娠することを禁じられ、結果として強制送還されるかも知れないところもある。その他の例には、女性移動家事労働者が、レイプの場合でさえ、婚姻外の性関係を持ったことで投獄されたことが含まれる。

III. 加盟国によって報告された措置

27. 本報告書への寄稿の中で、加盟国は、サーヴィスへのアクセスを含め、女性移動労働者に対する暴力と差別と闘うために取られた様々な措置を強調した。国々は、重要ではあるがしばしば曖昧な女性移動労働者に対する暴力と人身取引との間の関連性を強調して、反人身取引政策に関する情報も提供した。

A. 国際文書

28. 女性移動労働者に対する暴力と差別との闘いに関連する国際文書への締約国の数は、2019年以來わずかに増加した。

条約	2019年批准数	2021年批准数
すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約	54	56
国連国際組織犯罪防止条約	190	190
国連国際組織犯罪防止条約を補う人、特に女性と子ども的人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書	174	178
国連国際組織犯罪防止条約を補う陸路・海路・空路による異動者密輸を禁止する議定書	149	150

29. 「国連国際組織犯罪防止条約」を補う、「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」は、アンドラを除いてすべての報告した国々によって批准されてきた。しかし、アンドラは、国内法を「議定書」の規定に沿わせるために必要な改正を採択する目的で、国内法の見直しを行っている。

30. 「国連国際組織犯罪防止条約」を補う、「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」は、アンドラ、中国、コロンビア、アラブ首長国連邦を除くすべての報告した国々によって批准されてきた。アイルランドとタイは、署名国ではあるが、「議定書」をまだ批准していない。

31. 本報告書に寄稿した報告国の多くは、関連 ILO 条約の締約国である。エクアドル、イタリア、ケニア及びモンテネグロは、1949 年の「雇用のための移動条約(改正)(第 97 号)」の締約国である。1958 年の「差別(雇用と職業)条約(第 111 号)」は、アンドラと日本を除いてすべての報告国によって批准されている。イタリア、ケニア及びモンテネグロは、1975 年の「移動労働者(補足規定)条約(第 143 号)」の締約国である。1997 年の「私的雇用機関条約(第 181 号)」は、イタリア、日本、ポーランド及びスロヴァキアによって批准されている。

32. 2013 年 9 月 5 日に、2011 年の ILO の「家事労働者条約(第 189 号)」が発効した。2021 年 6 月現在、報告国のアルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、アイスランド及びイタリアを含め、32 か国が「条約」を批准していた(2019 年の 28 か国からの増加)。「条約」は、2022 年 5 月 14 日にマルタで、2021 年 7 月 3 日にメキシコで発効するであろう。2021 年 6 月 25 日に、2019 年の「暴力とハラスメント条約(第 190 号)」が発効し、報告国の中で、アルゼンチンとエクアドルによって批准された。

33. 前述の条約に加えて、報告国の中には、女性移動労働者の権利を保護する際に、「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」の役割を明らかにしたところもあった(アンドラ、バーレーン、カナダ、中国、エクアドル、ホンデュラス、日本、メキシコ、チュニジア)。

B. 法律

34. 報告国の中には、暴力からを含め、女性移動労働者の人権を保護する際の憲法の枠組みの役割を認めたところもあった(アンドラ、バーレーン、コロンビア、イタリア、メキシコ、セネガル及びチュニジア)。中国とモンテネグロは、規定は移動女性の権利と利益を保護する関連法と規則で概説されてきたと報告した。アンドラは、平等な扱いと非差別を推進し、責務としてジェンダー主流化を含んでいる法律を導入した。2018 年に、チュニジアは、被害者の出身国や民族性にかかわらずあらゆる形態の人種差別と闘うことを求める法律を導入した。

35. 報告国の中には、女性移動労働者の保護を保障する労働法を有しているところもある

(アンドラ、クロアチア、ロシア連邦及びタイ)。セネガルでは、ジェンダーや国籍にかかわらずなく、すべての労働者が、強制労働を含め、労働法で保護されている。バーレーンは、出身国を基にした差別を禁止する改正を通して、搾取から女性労働者を保護する既存の法律を強化した。2019年に、アラブ首長国連邦は、労働関係の規制に関する法律を改正し、妊娠した女性労働者の恣意的解雇を禁止した。2021年1月に、カナダは、「職場のハラスメントと暴力の防止規則」を導入したが、これは連邦が規制する民間セクターの職場を含め、連邦の職場でのハラスメントと暴力からすべての被雇用者を保護することを求めている。

36. 国々の中には、女性に対する暴力に対処する特別法を有していると報告したところもあり(アンドラ、バーレーン、クロアチア、エクアドル、エルサルヴァドル、マルタ、メキシコ、セネガル、チュニジア及びアラブ首長国連邦)、一方、サウディアラビアは、「虐待からの保護に関する法律」を通して、移動労働者を含め、すべての人々に対するあらゆる種類の虐待を禁止し、犯罪化している。エクアドルの「女性に対する暴力を防止し、根絶するための包括的法律」には、移動女性への重点が含まれ、かの女たちが心理的支援と法的援助にアクセスできることを保障している。「女性に対する暴力のない生活のための特別包括法」は、権利が侵害された移動女性と女兒を保護するためのエルサルヴァドルの主要な法的枠組みとなっている。スロヴァキアは、女性に対する暴力に重点を置く法律は一つもないが、いくつかの法文書を通してこの問題に対処している。チュニジアは、移動の地位にかかわらずすべての被害者に当てはまるあらゆる形態の女性に対する暴力と闘う法律を2017年に導入した。マルタの「ジェンダーに基づく暴力とドメスティック・ヴァイオレンス法」には、移動女性と女兒を保護する特別規定が含まれている。ポーランドでは、移動女性の保護を強化する「ドメスティック・ヴァイオレンスと闘う法律」の改正法が提案されている。ジェンダーに基づく暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの根絶に関する法律の下で、アンドラは、家族の再統合を通して居住許可を得ている移動女性は、たとえ暴力のために離別したり離婚したりしたとしてもその地位を失わないことを保証している。

37. 女性移動家事労働者が受けている人権侵害と労働虐待の高い危険に留意して、国々の中には(アルゼンチン、イタリア、メキシコ及びサウディアラビア)、家事労働者の保護を強化するために設置されている特別法を概説したところもある。2011年のILOの「家事労働者条約(第189号)」の批准以来、メキシコは、彼らの権利をその他のすべての労働者と同じにすることによって、200万人以上の家事労働者の労働条件を改善してきた。エジプトもチュニジアも、家事労働者の保護を強化することを求める法案を導入し、ケニアは、国の雇用当局が、移動女性となる可能性のある者が海外での雇用を探す時に利用できる多機関の政府の点検委員会によって点検された募集機関のリストを抑えていると報告した。

C. 政策

38. 報告国の中には、移動女性を含めた女性に対する暴力に対処する国の行動計画または戦略を開発してきたところもある(コスタリカ、コロンビア、クロアチア、エクアドル、ケニア、マルタ、メキシコ、セネガル、スロヴァキア及びタイ)。メキシコでは、国立女性機関が、その権利を保護し、推進しつつ、女性移動労働者に対する暴力に対処し、防止する制度内の行動を起こすことに対して責任を有している。「ドメスティック・ヴァイオレンスと女性に対する暴力に対する注意と防止国内制度」を通して、コスタリカは、暴力の被害者である移動女性を含めた女性に必要なサービスへのアクセスを提供する公共政策を推進している。イタリアは、労働搾取と闘うための3か年計画を実施しており、チュニジアは、女性移動労働者を含め、すべての労働者のためのディーセント・ワークと社会保障カヴァレッジを保証することになる移動のための国内戦略案を開発してきた。エクアドルでは、2017年から2021年までの国内開発計画(「全生涯」)が、「女性とLGBITの人々の平等のための国内行動(2018-2021年)」に沿って、その領土内の移動者の権利を保護し、推進する際に、ジェンダーの視点を取っている。

39. 女性移動労働者の社会保護へのアクセスを保障することは、その権利保護に貢献する。報告国の中には、女性移動労働者にある程度の社会保護を提供する政策を明らかにしたところもある(アルゼンチン、バーレーン、イタリア、アイルランド、タイ、チュニジア及びアラブ首長国連邦)。アルゼンチンは、移動の地位にかかわらず、すべての移動者が社会保護への権利を享受できることを保証している。アイルランドとイタリアは、一定の状況の下で、移動労働者にある社会保障給付へのアクセスを提供する特別な法的規定を強調した。イタリアでは、非正規の状況にある移動労働者は、資格のある給与の支払いと社会保障分担金を主張するために関連当局と接触する資格がある。さらに特別な有給休暇が、暴力の被害者である働く女性のために提供される。必要な支援を得る際に、女性移動労働者を支援するために、タイの労働保護福祉局は、労働保護ネットワークと移動労働者ネットワークを創設したが、これが移動労働者の労働搾取と虐待の事件を通報し、移動労働者に関連政策についての情報を普及する。

40. 移動と人身取引との重なり合いに対処しようとする努力は、報告加盟国の多く(バーレーン、カナダ、コロンビア、クロアチア、中国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、アイルランド、イタリア、**日本**、ケニア、ポーランド、サウディアラビア、タイ及びチュニジア)から受け取った提出物で強調された。中国とエジプトは、反人身取引キャンペーンを実施して成功した。エジプトでは、国内女性会議が、「人身取引に共に反対」キャンペーンを実施してきたが、これが、ホットラインを通して移動者の搾取と虐待の事例を通報するよう人々を奨励した。ケニアの「対人身取引法」の一部として、医療支援と食料と非食料項目を含めた直接的支援が、人身取引のサヴァイヴァーである女性移動労働者に提供され

ている。ロシア連邦は、その提出物の中で、移動と人身取引との重なり合いには特に言及していないが、労働法が、雇用におけるあらゆる形態の強制労働と差別を禁止していることが留意される。

D. データ収集と調査

41. 国々の中には人身取引サヴァイヴァーに関する性別データを収集し、基本的サービスを提供していると報告したところもあるが(バーレーン、ギリシャ、ポーランド及びセネガル)、女性移動労働者に対する暴力に関する包括的なデータ収集と分析は継続して全体的に欠如している。しかし、マルタは、国の統計局との協働で、ジェンダーに基づく暴力とドメスティック・ヴァイオレンスに関する委員会を通して、性別、暴力の型別、被害者の国籍別データを収集していると報告した。その他の国々は、両方ではないが、移動または女性に対する暴力の発生に関するデータを収集していると報告した(カナダ、エジプト、エクアドル、メキシコ、タイ及びチュニジア)。サウディアラビアは、女性移動労働者からのものを含め、暴力または虐待の通報を受けるコミュニケーション・センターを設立した。メキシコでは、政府・公共の安全保障・統計局が、女性に対する暴力に関するデータを収集しているが、メキシコはこの問題に対処する公約を述べたが、データは移動の地位別には分類されていないと報告した。

42. 2つの国(クロアチアとケニア)が、女性移動労働者の経験を含め、データと情報を集めるために取った措置について報告した。クロアチアでは、「人権と国のマイノリティの権利のための政府事務所」が、労働市場への移動女性の参画に関するラウンド・テーブルを開催している。ケニアの「国家雇用局」は、すべての女性移動労働者に、「国立雇用統合管理制度」に登録するよう奨励し、その位置と雇用者に関する完全な詳細を提供している。

E. 予防措置、訓練、能力開発

43. 国によっては、予防措置の実施が、人身取引される危険を含め、女性移動労働者に対する暴力を撤廃する際に極めて重要なものとして明らかにされたところもある。国々の中には、反人身取引キャンペーンを導入しているところもある(中国、コロンビア、ホンデュラス及びアイルランド)。人身取引を撤廃する措置の一部として、ホンデュラスは、2014年から2020年の間に約300万人の人々に届いた「人身取引と性的搾取プログラム」を実施してきた。アイスランドは、オンラインの訓練モジュールの提供を通して、人身取引についての情報を提供する「売春: 私たちは買わない」と呼ばれる国の合同キャンペーンを開発するためにいくつかのNGOのための資金提供を承認した。国々の中には、政府の役人に能力開発を提供したと報告したところもあった(アンドラ、エルサルヴァドル、日本、メキシコ及びセネガル)。**日本の入国サービス機関は、その担当官に人身取引と人権に関する訓練を行っている。**移動ガヴァナンスへのジェンダーに配慮した取組の一部として、カナダは、搾取と虐待に対して脆弱な人々の応募の見直しに関して、入国管理官に運用ガイドラインを提供している。

44. 女性移動労働者に対する暴力の危険を減らす際に重要な役割を果たすものとして、意識啓発を強調した国々もあった(エクアドル、エルサルヴァドル、アイルランド、マルタ、メキシコ、ポーランド及びアラブ首長国連邦)。エルサルヴァドルは、国全体で5つの情報センターがあり、女性移動労働者に、正規の移動と非正規のチャンネルを用いて移動することの危険に対する意見を含め、移動に関する安全で正確な情報を提供していると報告した。エクアドルトアラブ首長国連邦は、あらゆる形態の暴力と差別から保護される権利を含め、その権利について情報を提供するために、家事労働者を対象とした国のキャンペーンを実施してきた。アイルランドでは、保健サービス管理職によって資金提供されるNGOが、移動女性が利用できるサービスとそれにどのようにアクセスするかを知っていることを保障するための意識啓発キャンペーンを行っている。

45. 国々の中には、移動労働者の労働搾取を防止するという問題に対処したところもある(バーレーン、コロンビア、エジプト、ケニア、マルタ、サウジアラビア及びタイ)。エジプトとタイは、スキルを高め、ディーセント・ワークへのより多くの機会を提供するために移動女性に訓練プログラムを提供していると報告した。バーレーン、コロンビア及びサウジアラビアは、その労働と人権の保護を強化するために、家事労働者を含め、移動労働者の雇用を規制するための献身的なプログラムを導入してきた。

F. 保護と援助

46. 報告国の多くは(アンドラ、バーレーン、カナダ、中国、クロアチア、エジプト、ホンデュラス、ケニア、モンテネグロ、サウジアラビア、セネガル及びタイ)、人身取引を含め、暴力の被害者であった移動女性にサービスと支援を提供している。アンドラは、ジェンダーに基づく暴力の被害者である移動女性に、包括的な社会的・心理的・法的援助への無料のアクセスを提供している。モンテネグロは、補助的保護を認められてきた移動女性が、2年まで適切な宿泊所と金融援助を受けることを保障している。カナダでは、到着に先立ってジェンダーに基づく暴力を受けた移動女性と女兒に到着後の支援が提供されている。ホンデュラスは、移動女性に特に重点を置いて、外国の移動者に保護を提供しているメキシコと米国に保護センターを創設してきた。3か国(アンドラ、カナダ及びクロアチア)は、その移動の地位が危険にさらされないことを保障しつつ、搾取と虐待のために離職する必要のある家事労働者を含めた女性移動労働者に保護を提供している。

47. 2020年に、コロンビアの移動管理官は、人身取引と闘い、直接的に介入する目的で、移動者に情報を提供する”LibertApp”と呼ばれるアプリを開始した。バーレーンとサウジアラビアは、暴力と労働搾取の事件を通報するために、家事労働者を含めた移動労働者のために多言語ホットラインを導入してきた。ギリシャと日本は、人身取引の被害者であった移動女性に、居住許可証または個人的状況により国内にとどまる許可を提供している。中国とケニアは、食料と宿泊所を含め、人身取引の被害者である移動女性に直接的支援を提供していると報告した。

48. 国々の中には、移動者の保健ケアへのアクセスを提供していると報告したところもある(アルゼンチン、バーレーン、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、アイスランド及びモンテネグロ)。エルサルヴァドルは、この地域の近隣諸国からの女性移動労働者に、国民と同等の保健ケアへのアクセスを提供している。エジプトは、全国民と移動者に保健ケア・サービスへのアクセスを提供している。ロシア連邦に居住している外国人は、万人に緊急保健ケアを保証している法律の下で、保健ケアへの資格がある。アルゼンチンとエクアドルは、移動の地位にかかわらず万人に普遍的な保健ケアを提供し、バーレーンもエジプトも万人に無料の COVID-19 のテストを提供し、その国内の COVID-19 のワクチン・キャンペーンに移動者を含めていると報告した。さらにバーレーンは、COVID-19 の対応の一部として、国内社会キャンペーンを設立し、これが移動労働者を支援し、彼らが搾取の被害者となる可能性を減らすために、彼らに直接的な現金援助を提供するための資金を作った。

49. 司法へのアクセスと相当のプロセスの保障は、暴力と搾取に直面している多くの女性移動労働者にとって世界中で課題となり続けている。報告国の中には、移動者のための訴訟への権利を保証しているところもある(バーレーン、タイ及びアラブ首長国連邦)。バーレーンとタイは、司法へのアクセスを促進するために移動労働者に通訳を提供しており、アラブ首長国連邦は、女性移動家事労働者を含め、人材エミラタイゼーション省を通して移動者に無料の法的助言を提供している。国々の中には、暴力または労働搾取の場合には、移動女性に法的援助を提供しているところもある(アンドラ、バーレーン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル及びタイ)。コロンビアとエクアドルは、移動の地位にかかわらず、万人に法的援助を提供していると報告した。タイでは、労働保護福祉省が、暴力または不公平な扱いを経験した移動労働者に法的支援とサービスを提供している。クロアチアの社会福祉法とドメスティック・ヴァイオレンスからの保護のための国内戦略(2017-2022年)の下で、移動者を含めた暴力被害者は、法的支援への資格があるのみならず、心理・法律カウンセリングの提供のような情報と支援にもアクセスできる。イタリアとポーランドは、無料の法律援助を含め、要請に応じて通訳と文化的仲介者が提供される状態で、人身取引サヴァイヴァーのための法律支援を提供している。コスタリカは、移動、ジェンダーに基づく暴力、労働と人権、並びに司法にアクセスする際のジェンダー不平等に関して、司法ファシリテーターのための特別訓練を提供している。

G.2 国間、地域、国際及びその他の協力

50. 国々の中には、女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する「欧州会議条約(イスタンブール条約)」を批准したと報告したところもあった(クロアチア、アイルランド、マルタ及びポーランド)。2018年に、マルタは「イスタンブール条約」の規定を国内法に完全に置き換えた。中国は、カンボディア、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、タイ及びヴェトナムと共に多国間の反人身取引協力協定に署名した。女性移動労働者の暴力と労働搾取の危険を減らす目的で、ケニアは、カタール、サ

ウディアラビア及びアラブ首長国連邦と2国間労働協定に署名し、女性移動労働者、特に家事労働に就いている者の地位を監視するためにこれら国々に労働参事官を送っている。

51. 国々の中には、地域の移動協力の重要性に言及したところもあった(アンドラ、カナダ、エクアドル、エルサルヴァドル、ホンデュラス、メキシコ及びセネガル)。エクアドルとメキシコは、移動労働者の権利も支持しつつ、労働市場のニーズに応えることを目的とするいくつかのカギとなる地域移動プロセスの一部であると報告した。セネガルは、地域の加盟国からの移動労働者のための社会保護の範囲を改善することを目的とする「社会保障多国間条約」を導入する汎アフリカ社会福祉会議に2006年に参加した。アンドラとマルタは、両国とも、ジェンダーに基づく暴力の被害者と協力している担当官に訓練を提供するために、国内の学術機関との協定を有している。

IV. 国内努力を支援する国連と関連機関のイニシャティヴ

A. 調査とデータ収集

52. 国連システムの諸機関は、COVID-19のインパクトにしばしば重点を置いて、暴力に関連するものを含め、女性移動労働者に関するデータの増加した収集、分析及び利用可能性を支援し続けた。西アジア経済社会委員会は、関連国連機関と共に、アラブ地域でのCOVID-19中の女性と女兒に対する暴力に関する政策説明書を開発した。この政策説明書は、特に *kafalah* 制度の下で雇用されている女性移動労働者と移動女性家事労働者が失業し、ジェンダーに基づく暴力、搾取、虐待の大きな危険にさらされていることを強調した。

53. 他の国連パートナーとつながって、西アジア経済社会委員会も、アラブ地域の移動者と難民にCOVID-19の流行が与えたインパクトに関して技術文書を作成したが、これは、*kafalah* 制度が移動女性家事労働者を性的搾取、虐待、ハラスメント及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力に対して脆弱にする権力の不均衡を生み出していることを強調した。委員会、世界保健機関及び経済社会問題局の統計部は、女性に対する暴力に関する国連の指標を評価し、移動女性家事労働者を含めた一家の全家族を対象とした正確で関連性のある統計を生み出す女性に対する暴力調査実施ツールキットを開発した。

54. ILOと国連ウィメンは、「安全で公平」プログラムの一部として、COVID-19流行中に、女性に対する暴力のための安全企画に関するツールを開発した。ILOと国連ウィメンは、参加者の安全とデータの完結性を危険にさらすことなく、女性移動労働者の暴力の経験に関するデータをいつどのように収集するかを助言するために、女性移動労働者に対する暴力のデータ収集に関するツールも生み出した。タイでは、ILOと国連ウィメンは、女性移動労働者に重点を置いて、労働関連のセクハラ法と施行を評価するための調査を行った。

55. UNODCは、移動者の密輸と関連するジェンダーの側面の悪化する形態に関して2021年6月に調査を発表したが、その中で特に移動女性の場合の性暴力と虐待及び搾取の繰り返されるエピソードを含め、移動の旅の途中で、密輸された移動者の状況と経験を分析し

た。2019年に、UNODCは、移動者の密輸に関する国連観測所を開始したが、これは密輸された女性と女児の暴力、虐待、搾取も調べている。女性と女児は、密輸業者、警察官、または第三者と、通過のための代替の形態の支払いとして、性関係を持つよう強制されていることが分かった。取引としてのレイプと女性と女児の性的搾取は、旅する集団、特に経済的必要性の状況で圧力を受けるかも知れない。

B. 法律・政策開発のための支援

56. 国連システムの諸団体は、女性移動労働者に対する暴力を防止し、被害者に保護と援助を提供するために法律が首尾一貫していることを保障するために国の当局と協働を継続した。

57. ILOと国連ウィメンは、「安全・公平」プログラムを通して、2020年12月に採択された「契約に基づくヴェトナム人海外労働者法」の改正に向けてヴェトナムで技術援助を提供した。改正法(2020年の第68号)は、脅し、セクハラ、虐待または強制労働の状況で契約を、また、海外で働いている間の虐待、暴力または差別の場合に法的援助の規定を一方的に破棄する移動労働者の能力を含め、女性移動労働者の保護を強化した。

58. UNODCは、「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」と「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」に沿って、人身取引と移動者の密輸に関するそれぞれの国内戦略枠組みと行動計画を更新する際に、アフガニスタン政府とパキスタン政府を支援した。

C. アドヴォカシー、意識啓発及び能力開発

59. 国連システムの諸機関は、COVID-19流行のインパクトに対処する多くの特別な努力と共に、女性に対する暴力を防止するアドヴォカシー、意識啓発、能力開発努力を支援し続けた。

60. 国連ウィメンは、ニジェールからニジェールへとまたニジェールを通して移動する女性にとって移動が安全であり、移動女性の権利を保護し推進するための国際規範と基準が強化されることを保障することを目的とするプロジェクトを実施している。

61. IOMのイニシャティヴは、ジェンダーに基づく暴力を含め、入国の危険についての意識を高めた。ギリシャでは、IOMは、法的プロセスと亡命サービスに関する情報を提供すると共に、ジェンダーに基づく暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止に関連するカギとなる保護の最新情報を提供する長期宿泊所のためのサービスをWhatsAppを通して創設した。

62. インドネシアでは、ILOと国連ウィメンが、「安全で公正」プログラムを通して、「COVID-19流行中のインドネシア女性移動労働者のジェンダーに基づく暴力と人身取引事件の扱いのためのプロトコール」の開発を支援した。この「プロトコール」は、流行病

中に暴力を経験した海外の女性移動労働者を含め、女性をよりよく支援するために、サービス提供者のために実際的なガイドラインを提供することを目的としている。ILOと国連ウィメンは、女性移動労働者に対する暴力と COVID-19 流行の反響への特別な重点を含め、女性移動労働者に対する知識、態度及び行為を変えるために、アセアン地域で数多くのキャンペーンを開発した。キルギスタンでは、国連子ども基金が、生活技術を築き、未来のよりよい仕事の機会の可能性を高める手助けをするために、移動者母集団の女兒のために、科学・技術・工学・数学訓練と指導を提供している。

V. 結論と勧告

63. 移動は、女性の働きと経済的エンパワーメントを推進できるが、安全で正規の移動の道の欠如が、制限的な移動・労働法と相俟って、女性移動労働者に対する暴力の危険を高めている。女性移動労働者の搾取または虐待の危険は、根強いジェンダー不平等と重複し、重なり合う形態の差別に根があり、COVID-19 の流行によってさらに悪化してきた。

64. 国々の中には、人身取引を含め、女性に対する暴力に関するデータの収集と分析に関して努力を強化してきたところもあるが、女性移動労働者に対する暴力に関する性別データとジェンダー統計の収集と普及には根強い格差が残っている。

65. 国々の中には、公務員の意識を高め、自分の権利を理解し行使する女性移動労働者の能力を強化することにより、移動女性の司法へのアクセスを改善する手段を取ったところもある。国によっては、移動の地位に関りなく女性移動労働者の社会保護と公共サービスへのアクセスを改善するために措置を取ったところもある。

66. 国々は、すべての女性移動労働者に対する暴力と差別を撤廃し、その司法、基本サービス、ディーセント・ワーク及び社会保護へのアクセスを高める以下の勧告を実施するよう奨励される:

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に沿って、女性移動労働者の人権と労働権の実現を保障すること。

(b) 移動女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、そのエンパワーメントを推進することに特別な重点を置いて、「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」のジェンダーに対応した実施を促進すること。

(c) 女性移動労働者に対する暴力と差別と闘うことに関連する国際条約を遅滞なく批准し、実施すること。

(d) 仕事の世界の暴力を含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力とハラスメントからすべての移動労働者を保護し、移動女性に対するあらゆる形態の暴力とハラスメントを犯罪化して罰し、暴力の加害者に責任を取らせる措置を設置するよう、送り出し国、経由国、目

的国で法的またはその他の措置を取ること。

(e)国際労働基準、特にILOの2019年の「暴力とハラスメント条約(第190号)」と関連する勧告(第206号)及びILOの2011年の「家事労働者条約(第189号)」と関連する勧告(第201号)批准し、実施すること。

(f)雇用者と募集機関による女性移動労働者特に家事セクターとケア・セクターの者の公正で倫理的な募集を施行し、ディーセント・ワークとCOVID-19の状況を含めたあらゆる形態の虐待、ハラスメント、暴力からの保護の条件を保障する行動を取ること。

(g)女性と女兒を差別する移動政策を撤廃し、国の移動政策がジェンダーに対応するものであり、女性移動労働者が直面している重複し、重なり合う形態の差別に対処することを保障すること。

(h)特にCOVID-19流行の状況での性暴力とジェンダーに基づく暴力及び人身取引のサヴァイヴァーとその危険にさらされている者を含め、脆弱な状況にある移動女性と女兒のための入国と滞在のための人権に基づいた人道的な道へのアクセスを提供すること。

(i)COVID-19の状況を含め、すべての女性移動労働者にディーセント・ワークとジェンダーに対応した社会保護措置へのアクセスを提供すること。

(j)移動女性と女兒が、特に性と生殖に関する健康と権利、教育、住居、司法へのアクセスに関して、保健ケアを含め、言語的に、文化的に適切な方法でサービスについてのアクセスできる情報を伴って、移動の地位にかかわらず、公共サービスへのアクセスがあることを保障し、公共サービスの提供から入国施行活動を切り離すこと。

(k)移動の地位にかかわらず、性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者/サヴァイヴァーであるすべての移動女性のために、司法、保健ケア及び社会サービスを含め、質の高い基本サービスへのアクセスを保障すること。そのようなサービスはサヴァイヴァーを中心とした、人権に基づいた、ジェンダーに対応したものであり、言語的に、文化的に適切で、COVID-19の流行中とそれ以後も利用できるものでなければならない。

(l)安全で正規の移動についてとジェンダーに対応した出発前の訓練を含め、サービスと支援にどのようにアクセスするかについての正確で時宜を得た情報の提供を改善すること。

(m)国境管理官と法律執行専門家を含め、職員が、性暴力とジェンダーに基づく暴力の移動女性サヴァイヴァーを明らかにして支援するために、ジェンダーに対応した、子どもに配慮した、障害者に配慮した、非差別的な慣行の訓練を受けることを保障すること。

(n)女性移動労働者に対する暴力とその権利侵害を含め、人口調査と労働力調査及び移動女性とその福利に関する厳格な統計の作成ができるその他の目的のあるデータ収集法のようなサンプル調査を通して女性移動労働者の状況に関する性別データとジェンダー統計

の収集、分析、普及を改善すること。

67. 国連システムは、継続してあらゆるレベルで措置の実施において加盟国を支援し、女性移動労働者を支援する市民社会団体、協同組合及び労働組合とのパートナーシップを強化するであろう。国連システムは、継続して国連移動者ネットワークを通して、あらゆる形態の暴力からの女性移動労働者の保護を強化するために、機関間協働をさらに強化するであろう。

女性に対する暴力、その原因と結果(A/76/132)

事務総長メモ

事務総長は、総会決議 75/161 に従って、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic の報告書を総会にお伝えすることを名誉に思う。

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、 Dubravka Simonovic の報告書

フェミサイド監視機構イニシャティヴを評価する

概要

本報告書の中で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の Dubravka Simonovic は、フェミサイド監視機構イニシャティヴの実施において遂げられた進歩を評価し、フェミサイドまたは女性と女児のジェンダー関連の殺害の防止に関するさらなる進歩のための勧告を出している。

I. 序論

1. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic の本報告書は、決議 76/161 に従って、総会に提出される。報告書は、任期中に特別報告者によって実施された主要なイニシャティヴの中の2つを評価する、つまり、①フェミサイドまたはジェンダに基づく女性と女児の殺害に対する政府の対応とその防止を監視し、より良く伝えるための観測所または監視機関の創設を目的とするフェミサイド監視機構の防止イニシャティヴと②国連と女性の権利と女性に対する暴力に関する地域の専門家メカニズムの間のより密接な協働と調整を推進するために設立された「差別と女性に対する暴力の撤廃に関する独立専門家メカニズムのプラットフォーム(EDVAW プラットフォーム)」である(下記パラ9も参照)。この2つの前線に関する業績と課題の合成を提供することにより、

特別報告者は、このイニシャティヴの今後の成長と拡大に貢献したいと望んでおり、すべての国々とその他のステイクホルダーにこれを支援するよう呼び掛けている。

II. 特別報告者が行った活動

2. 特別報告者の定期的なマンデートのある活動は、コロナウィルス病(COVID-19)の流行の結果として、課された制限措置によって影響を受け続けた。彼女は、政府の彼女を受け入れたいという意向にもかかわらず計画されていたモンゴルへの国別訪問またはパプアニューギニアへの訪問を行うことができなかった。
3. 2021年3月7日に、特別報告者は、第4回国連犯罪防止刑事司法会議に向けて録音されたステートメントを出したが、この会議は、**日本の京都市で混成形式で開催された。**
4. 2021年3月15日に、特別報告者は、CSW65に向けてステートメントを出したが、その中で、彼女は、政治における女性に対する暴力、フェミサイド及びレイプに関するテーマ別作業に重点を置いて、彼女の任期中の主要な業績を示した。彼女は、永久的な議事項目として女性に対する暴力を含めるよう CSW に要請した。
5. 特別報告者は、プラットフォームを指導し続けた。2021年3月17日の CSW の合間に、プラットフォームの高官パネルが、その作業と CSW との関連性を調べるために開催された。この行事で、プラットフォームは2つのブックレットを開始したが、これらは「北京行動綱領」の実施に向けた専門家メカニズムの貢献を編集するものであり、女性に対する差別と暴力の撤廃のための戦略の実施において、人権に基づく取り組みを要請するものであった。EDVAW プラットフォームも、2021年3月24日に、CSW、各国、その他のステイクホルダーに対して、CSW の別個の常設議事項目として女性に対する暴力を含めるといったようないくつかの呼びかけを出す声明を発表し、それぞれの報告書や勧告を出すために、意見交換対話に参加するメカニズムを勧めることにより、CSW と専門家メカニズムとの間の協働を高めた(下記パラ 12-15 も参照)。
6. 2021年5月17日に、特別報告者は、犯罪防止刑事司法委員会の第13回会期に向けて録音されたステートメントを出したが、この会期はウィーンでハイブリッド形式で開催された。レイプとフェミサイドの問題に関するその作業を強調することに加えて、特別報告者は、その委員によって毎年対処されるべき永久的な特別議事項目として女性に対する暴力を含めるよう委員会に要請した。
7. 特別報告者は、第47回人権理事会に本人が出席したが、ここで彼女は、重大で、組織的で、広がった人権侵害であり、犯罪であり、女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の表れとしてのレイプとその防止に関するテーマ別報告書(A/HRC/47/26)を提出した。彼女は、レイプに関するモデル法のための枠組みを含む文書も提出したが、これは調和のツールとなることが予想されている(A/HRC/47/26/Add.1)。特別報告者は、関連代表団、国内人権機関、市民社会団体及びその他のステイクホルダーに、理事会会期中の建設的

な対話に対して感謝している。

III. 女性に対する差別と暴力の撤廃に関する独立専門家メカニズムのプラットフォームの主要な業績

8. 2016年からの夢のある報告書(A/HRC/32/42及びA/HRC/32/42/Corr.1)で、特別報告者は、特別手続きマンデート保持者、その他の人権理事会のメカニズム、条約機関及び地域メカニズムと密接に協力する意図を発表した。彼女は女性に対する暴力と差別に関する独立した国連と地域のメカニズムの間の強力な協力と相乗作用を開発し始め、2018年3月12日に正式に設立されたEDVAWプラットフォームを創設する努力を指導した。この「プラットフォーム」は、女性に対する暴力に関する既存の国際法律・政策枠組みの実施を改善する目的で、メカニズムの間の制度的つながりとテーマ別協力を推進している。

9. EDVAWプラットフォームを設立しようとする特別報告者の努力は、①女性の権利に関する世界・地域独立メカニズムの間の協力を強化し、②調和した地位、慣行、ガイドラインを開発し、声を一つにして発言し、③女性に対する暴力をなくすことに関するメカニズムの勧告の実施を改善するために、3倍となった。「プラットフォーム」には、7つの独立した専門家メカニズムが含まれた。つまり、①特別報告者自身、②女子差別撤廃委員会、③人権理事会の女性と女兒に対する差別に関する作業部会、④「ペレム・ド・パラ条約」のフォローアップ・メカニズムの専門家委員会、⑤「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンス反対行動欧州会議専門家部会」、⑥人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会女性の権利特別報告者、⑦米州人権委員会女性の権利に関する報告者である。

10. EDVAWプラットフォームは、政治における女性に対する暴力を含め、女性の権利に対する押し戻し、レイプと同意、フェミサイドとジェンダー関連の殺害という世界的疫病をなくすこと、女性に対する紛争関連のジェンダーに基づく暴力、ドメスティックヴァイオレンスと子どもの親権を含め、数多くの共同努力、調和した声明、シンクロナイズされガイドラインを出して成功した。さらに、プラットフォームは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの状況での「持続可能な開発目標5」の見直しや「北京行動綱領」の監視と見直しのように、女性の権利とジェンダー平等を推進する際にジェンダーに基づく取り組みを用いることの重要性をいくつかの高官プラットフォームに呼びかけ、繰り返し述べた。

11. 「プラットフォーム」の専門家は、それぞれのメカニズムからの参加者がお互いに最新情報を発表し、現在の優先事項と計画されている共同の行動を討議する3つの地域会議を含め、公式会議のために9回集まった。例えば、COVID-19流行の年である2020年に、委員はオンラインで集まり、流行病が女性に対する暴力に与えるインパクトを討議した。続いて、専門家たちは、ロックダウン中の「家庭の平和」を保障し、COVID-19の回復段階とそれ以降に女性差別とジェンダーに基づく差別の撤廃を統合することにより、ジ

エンダーに基づく暴力という世界的な流行病と闘う手段を取るよう国々に要請する共同声明を出した。

12. また、2020年には、「綱領」が、「『北京行動綱領』の見直しの25年: その実施に向けた女性に対する差別と暴力の撤廃に関する独立専門家メカニズムのプラットフォーム (EDVAW プラットフォーム)の貢献」と題する合同の出版物を開始した。このブックレットは、世界中で女性の権利を尊重し、保護し、推進する際の合同の対応として、「プラットフォーム」の正規の制度化のための形成、活動、必要性を概説している。

13. さらに、2021年に、CSW65の合間に開催された高官パネル討論会中に、専門家たちは、2番目の合同出版物を発表した。この出版物は、差別と暴力を受けない生活への女性の権利のためにまだ残っている多くの課題に統一した対応を提供するのみならず、EDVAW プラットフォームの貢献に光を当てることを目的としている。特に、プラットフォーム自体と COVID-19 の流行へのプラットフォームの対応に関する最新情報が含まれ、女性に対する暴力と差別の事件の調査のみならず、法律と慣行における組織的障害を発見する際に、専門家メカニズムによって行われた作業の例を強調している。

14. 特に、この出版物には、CSW とプラットフォームとの間の相乗作用をどのように改善するかに関して CSW への EDVAW プラットフォームによる共同提案が含まれていた。さらに、共同声明で、プラットフォームは、女性に対する差別と暴力の撤廃と出版物で示されているように、「北京行動綱領」の実施のための戦略の実施への人権に基づく取り組みを採用するよう CSW に要請した。

15. 共同提案には、女性に対する暴力に関する別個の独立した議事項目の創設、女性と女兒に対する差別とジェンダーに基づく暴力の撤廃に関連する人権条約の実施の協力と重点の拡大及び CSW の会期に参加するようとの地域と世界の独立女性の権利専門機関に正式の招待を出すことのような CSW へのいくつかの勧告が含まれている。

16. EDVAW プラットフォームは、専門家メカニズムの間の合同の調整された作業の利益を示し、一つの声で語ることにより、メカニズムが持つことのできる集団的インパクトを高めた。プラットフォームの持続可能性は、これを制度化し、その活動のための継続する資金提供を保障する加盟国によるコミットメントに掛かっている。さらに、プラットフォームが出す数多くの呼びかけにもかかわらず、CSW や犯罪防止刑事司法委員会のような国連のフォーラムの専門家メカニズムの参加と統合は未だに不十分であり、それによって女性の人権の視点からのその活動、参画、専門知識の利用を不十分なものになっている。特別報告者は、すべての加盟国に、国連と地域レベルでさらなる統合のための呼びかけを支援するよう要請している。

IV. フェミサイド監視機構の防止イニシアティブを評価する

A. フェミサイド監視機構の防止イニシアティブ

17. フェミサイド監視機構防止イニシアティブの全体的目的は、国内・地域・世界レベルで比較できるデータの収集を通して、フェミサイドまたは女性と女兒の意図的なジェンダー関連の殺害の防止に貢献することであり、国内の学際的機関(フェミサイドまたは女性に対する暴力の観測所)による事例の分析を通してこれら殺害の防止に貢献することである。そのような分析は、女性の権利及び女性に対する暴力に関する国際人権条約を利用して、人権の視点から行われるべきであり、国内法と政策の欠陥を発見するべきである。そのような機関は、法律とその実施を含め、そのような事件の防止のための措置を勧告するマンデートを与えられるべきである。

18. フェミサイドは特別報告者によって、性またはジェンダーのための女性の殺害と定義されており、「フェミサイド」及び「ジェンダー関連の女性の殺害」は、そのような殺害を名付けるために交互に用いられてきた(A/71/398を参照)。特別報告者は、国によっては「フェミサイド」または「フェミニサイド」として犯罪化されていると述べているが、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に反対する行動に対処している総会決議68/191と70/176に従っている。それぞれの国が用いられる用語に関して決定することを理解して、特別報告者は、被害者と加害者の間の関係に基づいて、比較できる殺人のデータの収集にとって用語が障害となってはならないことを強調している。特別報告者は、①親密なパートナーのフェミサイド、②被害者と加害者の間の関係に基づいた家族関連のフェミサイド及び③地方の状況によるその他のフェミサイドという3つの幅広いカテゴリーの下で国々はデータを収集するべきであると勧告した。

19. フェミサイド監視機構イニシアティブは、任期の始まり以来特別報告者にとっての優先事項であった。2015年11月25日の国際女性に対する暴力撤廃デーに先立って、特別報告者は、毎年11月25日に、加害者と被害者の間の関係のみならず、加害者の性別・年齢別のフェミサイドまたはジェンダーに基づく女性の殺害の年間の数を公表するよう要請して、フェミサイド監視機構を設立するようすべての国々に対する要請を出した。加害者の訴追と懲罰に関する情報も、収集され、公表されるべきである。彼女はそのようなデータの世界的・地域的公表を保障するようにも国連及びその他の団体に要請した。

20. 2016年の人権理事会への彼女の夢を述べた報告書(A/HRC/32/42及びA/HRC/32/42/Corr.1)の中に、特別報告者は、彼女のテーマ別優先事項の中でも「フェミサイド監視機構」の設立を含めた。総会への続く報告書(A/71/398)の中で、特別報告者は、フェミサイドに関する特別手続きマンデート保持者によって行われた以前の作業、国際レベルで取られたカギとなる手段と好事例を説明して彼女のイニシアティブをさらに拡大し、特にそのような監視機関または観測所及びデータ収集のための方法論を確立するための形式を詳しく説明した。

21. それ以来、特別報告者は、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害に関するデータを提出するようにとの呼びかけを毎年国家、国内人権機関及びその他のステイクホルダーに対して出してきた。彼女は、(a)ジェンダー関連の女性の殺害の捜査のための法的モデルまたは事業ガイド、(b)フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害に関するデータの収集に関する好事例、(c)ジェンダー関連の女性の殺害に関する国際・地域・国内裁判所からの画期的な法律学に関する情報も要請した。本報告書の準備へのインプットの追加の要請が、2021年3月15日に出された。特別報告者は、報告書の作成で検討されてきたこの年を通して提供された継続する協働と情報に対して感謝している。

22. 任期を通して、特別報告者は、フェミサイドを防止し、闘うための努力を強化するようにとの呼びかけを各国に対して継続してきた。彼女の毎年のCSWと犯罪防止刑事司法委員会への演説の中で、特別報告者は、その呼びかけを繰り返し、独自のフェミサイド監視機関または観測所を創設するようにとすべての国々に勧めた。

23. 女性に対する暴力と闘う国の努力において、データ収集と監視の中心性が、女子差別撤廃委員会によって再確認された。特別報告者との協働で開発された一般勧告第19号(1992年)を更新するその一般勧告第35号(2017年)で、委員会は締約国が暴力の苦情の数に関して統計データを定期的に収集し、分析し、公表する制度を設立することを勧告した。この制度には、加害者に課される刑の宣告と被害者に提供される補償を含めた賠償に関する情報を含めるべきである。委員会は、データが暴力の型、被害者と加害者の間の関係及びその他の関連社会人口学的特徴別に分類されるべきであることも勧告した。データの分析は、保護の失敗の明確化も可能にし、予防措置を改善し、さらに開発するために役立つべきであり、これには特別報告者の以前の呼びかけを繰り返して、フェミサイドに関する観測所の設立を含めることもできよう。

24. 2019年1月16日と17日に、特別報告者は、ジェンダー平等欧州機関と欧州フェミサイド観測所によってヴィリニウスで開催されたフェミサイドに関する相談会に出席した。この相談会の目的は、フェミサイドに関する比較できるデータの収集のための形式を開発することであった。

25. 2019年3月13日に、CSW63の合間に、特別報告者は、「女性に対する暴力に関する特別報告者のマンデートの25年: フェミサイド監視機構イニシャティヴとその防止における国際・地域メカニズムの役割」というテーマのサイド・イベントを開催した。

26. COVID-19流行の状況で、特別報告者は、ドメスティック・ヴァイオレンス事件の世界的な劇的増加を強調する、COVID-19の流行と女性に対するジェンダーに基づく暴力という流行病との間の重なり合いに関する2020年の総会への報告書(A/75/144)を提出した。国内の防止制度は、いわゆる正常時にはしばしば信頼できるデータを欠いているが、COVID-19の状況は、流行病と関連するロックダウン措置の結果として、フェミサイドの増加の可能性の明確な姿を得ることを一層難しくしている。特別報告者は、COVID-19流

行中にフェミサイドを追跡することの重要性を強調し、ドメスティック・ヴァイオレンスとフェミサイドに以前から存在するギャップが流行病によって引き起こされたギャップによって複雑化していることを強調した。彼女は、フェミサイドに関するデータをすでに収集し始めている国家が、COVID-19 の状況でそのようなデータを比較し、流行病中のフェミサイドの増加の程度を評価する立場にあらうことを強調してきた。

B. 国連と地域レベルでの最近の発展

27. EDVAW プラットフォームもフェミサイド監視機構防止イニシャティヴを推進する際に特別報告者と関わってきた。プラットフォームは、フェミサイドとジェンダーに基づく暴力の防止のための国際・地域・国内の努力の強化を求めて、2018年11月25日に、共同の呼びかけを出した。専門家たちは合同で、女性に対する暴力の防止・保護・訴追に関する包括的な統合された政策を適用することにより、暴力のない生活をすべての女性と女兒に保証するようすべてのステイクホルダーに要請した。彼らは、女性の権利と女性に対する暴力に関する世界と地域の条約の完全な受け入れ、組み入れ、実施も要請した。

28. 2018年に、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)は、*殺人に関する世界調査: ジェンダー関連の女性と女兒の殺害*を出版することにより、フェミサイドに対する理解に重要な貢献をした。この調査は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害が、地域全体にわたって、豊かな国々でも貧しい国々でも、依然として重大な問題であることを明らかにしている。殺人被害者の大多数は、見知らぬ人によって殺害される男性であるが、女性は親密なパートナーによって殺害される被害者の82%で、大多数を占めている。特別報告者が締約国から受け取ったデータは、同様のパターンを明らかにしている。

29. 地域レベルでは、重要なイニシャティヴが「ベレ・ド・パラ条約フォローアップ・メカニズム(MESECVI)」とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって行われているが、これは、2019年3月に、「ジェンダー関連の女性と女兒の殺害の防止、懲罰、根絶に関する米州モデル法」を採択した。立法だけではフェミサイドを根絶できないことを認めつつ、このモデル法は、この型の暴力を効果的に犯罪化し、刑事責任免除をなくすことができる法律を見直し、改正するという重要な作業で、国々を支援するツールとして開発された。

30. 2020年10月1日の第4回世界女性会議の25周年に関する高官会議へのステートメントで、事務総長は、フェミサイドを含めた女性に対する暴力を防止するための積極的優遇措置を要請した。

31. 2019年3月の第15回会期中に、統計委員会は、国連ウィメンとUNODCに、「統計目的での国際的な犯罪の分類」に基づいて、2機関間の密接な協働に基づいて、ジェンダー関連の女性の殺害に関する統計枠組みを開発するよう要請した。ジェンダー統計卓越世界センターとガヴァナンス・犯罪被害者・公共の安全保障・司法に関する統計情報卓越UNODCセンターを通して、技術協議会がここ数年にわたって開催され、予備の統計枠組

みが開発されてきた。2021年に、国連ウィメンとUNODCは、幅広く様々な専門家とセクターから技術的フィードバックを集めるために、国内及び国際レベルでのステイクホルダーと共に、女性と女兒のジェンダー関連の殺害(フェミサイド/フェミニサイド)に関する共通の統計枠組みに関する世界的な協議会を開始した。特別報告者は、このイニシアティブを支援し、枠組みに関する彼女の専門のフィードバックを提供してきた。

32. 2019年10月に、特別報告者は、欧州経済委員会によって開催された北京+25の地域見直し会議に参加したが、そこで彼女は、フェミサイド監視機構防止イニシアティブを発表した。委員会はこのイニシアティブを支援し、会議報告書は、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害の防止に積極的に取り組む目的で、「フェミサイド監視機構」のような学際的な国の機関を設立するようすべての国々に要請している(ECE/AC.28/2019/2、付録I)。

C. フェミサイド観測所またはフェミサイド監視機関の創設における進歩

33. 女性に対する暴力、特にフェミサイドを監視する目的で異なった型の機関の創設に向けて、過去5年間でかなりの進歩が遂げられてきた。異なった名称、マンデート、方法論のもとに創設され、異なった地理的・テーマ別範囲で、これら観測所は、フェミサイドを理解し、対応し、防止するための制度的能力の拡大を表している。

34. 任期中に特別報告者によって行われた国別訪問の中で、彼女はフェミサイド観測所の創設を奨励し、そうするためにすでに取りられた手段を歓迎した。ジョージアでは、特別報告者の呼びかけと訪問中に特別報告者によって歓迎されたイニシアティブである女子差別撤廃委員会によって2014年に出された勧告に応じて、公的擁護者が2016年にフェミサイド監視機構を設立することを決めた(A/HRC/32/42/Add.3を参照)。このイニシアティブは、2か月ごとに集まる地方と国際団体の代表者より成る協議会によって支援されている。このメカニズムの設立以来、公共擁護者事務所は、被害者保護メカニズムの格差を明らかにし、関連機関に勧告を出すために、ジェンダーに基づく殺害、殺害未遂、女性の自殺事件を分析するフェミサイドに関する報告書を毎年出版してきた。公共擁護者は、地方と国際の慣行に関する情報を分かち合うためにフェミサイドに関する会議も開催してきた。

35. 2016年の被占領のパレスチナ領土/パレスチナ国への訪問後に(A/HRC/35/30/Add.2を参照)、特別報告者は、フェミサイドを含め、女性に対する暴力に関する国全体の統計の不在に関して懸念を表明した。彼女は、フェミサイドを見直し、ジェンダーの視点から法律を調べるために女性課題省による技術委員会の設立について伝えられ、彼女のイニシアティブに沿って、フェミサイド観測所または監視機関の創設を勧告した。2019年に、女性課題省は、女性に対する暴力に関する国の観測所を設立した。

36. アルゼンチンに関する報告書(A/HRC/35/30/Add.3)の中で、特別報告者は、フェミサイドに対処し、データを収集する際に遂げられた進歩を認めた。Ni Una Menos運動は、この問題の可視性を高め、これに応じて、漸進的手段が取られてきた。2012年のアルゼン

チン刑法の改正に続いて、悪質殺人の別個のカテゴリーとしてフェミサイドを含めるために、最高裁判所によって2015年に初めての国のフェミサイド登記所が設立された。2016年に、国立オンブズマン事務所が、フェミサイド観測所を設立した。特別報告者は、政府がすべての州にフェミサイド観測所と監視機構を設立し、または支援し、連邦レベルと州レベルで分類データを収集して公表することを勧告した。

37. 特別報告者のアルゼンチン訪問以来、最高裁判所は国のフェミサイド登録に関する作業を継続し、①フェミサイド事件を監視する観測所と②フェミサイドの刑の宣告をフォローアップするための観測所というフェミサイドを監視し分析する2つのイニシアティブを開始した。2019年12月に、政府による女性・ジェンダー・多様性省の創設で、ジェンダーに基づく暴力と不平等に関する観測所が設立された。女性に対する暴力とフェミサイドに関する観測所を創設するために、市民社会によるイニシアティブもいくつかあった。設立されることになった最初のフェミサイド観測所は、メディアで公表される情報に基づいてフェミサイドを登録することに重点を置くNGOのLa Casa del Encuentroによって調整された、2008年のAdriana Marisel Zambrano観測所であった。その他のイニシアティブには、ジェンダー暴力とフェミサイドに関する観測所Ahora que si nos venとLavaca団体ウェブサイトのLucia Perez観測所が含まれる。多く存在するイニシアティブに照らして、特別報告者は、事件のデータの収集と分析に協力し、調和させるようすべての機関への勧告を繰り返し述べている。

38. エクアドルへの訪問(A/HRC/44/52/Add.2を参照)の後で、特別報告者は、国内のフェミサイドの高い割合にもかかわらず、女性と女児のジェンダー関連の殺害に関する公式の行政データが欠如していることを残念がった。2018年の「女性に対する暴力の防止と根絶に関する包括的基本法」は、女性に対する暴力に関する国の観測所の創設を規定しているが、これが今では設立され、2021年11月までには活動することが期待されている。観測所は、質的・量的データの作成、組織化、分析を通して、「法律」の効果的実施のための報告書、調査、提案を準備する業務を担わせられるであろう。今ではフェミサイドに関する技術委員会、執行部機関より成る制度間機関、国立ジェンダー平等会議、検事総長事務所、司法会議及びその他がある。委員会は、フェミサイドに関する情報を伴う月間報告書を出版している。

39. 多くのその他の国々は、似たような機能を持つ独自のフェミサイド監視機構または機関の創設に向けて進歩を遂げてきた。スペイン政府は、平等省の中に女性に対する暴力に関する観測所を設立したが、これが、政策を開発したり実施したりする際に意思決定を支援するためのデータを収集している。2014年に、モロッコ政府は、女性に対する暴力に関する国の観測所を創設した。三者構成(政府、NGO及び学会)で、この観測所は、女性に対する暴力の調査と監視に貢献することを求めている。観測所は、その創設以来、2016年と2017年に、2つの報告書を出版している。

40. 2015年に、スロヴァキア政府は、女性に対する暴力防止のための調整秩序センターを設立したが、これは、フェミサイドを含めた女性に対する暴力に関する行政データを毎年収集し、評価することに対して責任を有する。クロアチアでは、2017年に、ジェンダー平等オンブズパーソンが、フェミサイド事件の包括的な監視、データ収集、分析及び通報のための監視機関を設立した(フェミサイド監視機構)。これは、政府、裁判官、市民社会及び学会の代表より成り、フェミサイドに関するデータを収集し、個々の事件を分析し、法律と政策に関して勧告を出している。南アフリカ政府は、2018年にフェミサイド監視機構を開始したが、これは被害者とステイクホルダーのための情報の保存場所となっている。これは、フェミサイドに関する記事や情報のみならず、被害者のための危険評価ツールと資金へのアクセスを提供している。グアテマラでは2019年に、公共省の女性観測所が創設され、女性に対する暴力に対する一般の対応を評価するために、暴力の通報と有罪判決に関するデータの統計を含め、女性に対する暴力に関するデータを収集する中央集権的体制より成っている。

41. 多くの国々で、学者や大学は、フェミサイド監視機関を創設する努力の最前線にあった。ルーマニアでは、ルーマニア大学の社会学機関は、殺人の分析と防止のためのルーマニア観測所を維持し、これが被害者と加害者の特徴を含め、国内の故意の殺害に関するデータを分析している。ホンデュラスでは、ホンデュラス国立自治大学の民主主義・平和・安全保障大学機関が、意図したまた意図しない殺人を監視するための地域観測所のみならず、暴力の国の観測所を設立した。この観測所にはジェンダー・ユニットがあり、これが国家警察と公共省の法医学部からのデータと後に協働するメディアの報告書に基づいて、女性の暴力的な死亡とフェミサイドに関する報告書を準備している。この学術イニシアティブに続いて、政府は独自の監視機関の設立に向けて手段を取っているようである。2016年に、女性の暴力的な死亡とフェミサイドの捜査をフォローアップする機関間委員会を創設したが、これが今では女性に対する暴力に関する統一された情報制度を設立するために活動している。カナダの司法と説明責任のためのフェミサイド観測所は、2017年に設立され、ゲルフ大学の暴力に対する社会的・法的対応学センターとつながっている。これはカナダのフェミサイドへの社会的な国の対応に目に見える国の重点を確立する目的で、特別報告者の呼びかけに対応して創設された。カナダにおける傾向を明らかにするために、フェミサイドに関するデータの分析に加えて、これはフェミサイドに対する社会的な国の対応も文書化している。イスラエルでは、イスラエルのフェミサイド観測所が、高齢女性のような特別な集団に重点を置いて、女性の殺害についてのデータと話を収集し、監視する目的で、エルサレムのヘブライ大学に2020年に設立された。

42. その他の国々では、市民社会がフェミサイドについての情報を収集し、独自の観測所を創設する際のカギであった。ポリヴィア多民族国家では、NGO Coordinadora de la Mujerのジェンダー観測所が、フェミサイドに関して公共省からのデータを組織化し普及してきた。ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国では、正義司法センター(CEPAZ)と

Utopix が、フェミサイド事件を追跡し、監視し、地方レベルでデータを分類している。メキシコでは、フェミサイド国立市民観測所が、フェミサイド被害者にとっての司法の欠如に関する情報を監視し、組織化する 40 団体の合同イニシャティヴである。

43. こういった型の監視機構を創設する際に、地方自治体が果たすことのできる役割も述べておく価値がある。例えば、フランスのセヌ=サン=ド二県の県庁とメキシコの Itzapalapa 市は、それぞれ 2002 年と 2018 年に女性に対する暴力に関する地方の観測所を創設した。スペインのリヴァス=ヴァシアマドリードとマドリードの観測所のみならず、これら観測所はしばしば、被害者の支援を得て、監視と防止の役割を結び付け、政策策定者に助言を提供している。これらイニシャティヴは、特定の地域に言及し特定の状況に向けた政策的解決策を勧める傾向と不足を明らかにすることに貢献できる。

44. 特別報告者は、彼女が勧告した監視機関より成ってはいないが、2019 年に設立され、こういった事件を扱う際の司法制度の対応と不足を見直すスイス政府のドメスティック・ヴァイオレンスと COVID-19 に関するタスク・フォース、ニュージーランドの家庭内暴力死亡見直し委員会、ボリヴィア多民族国家の立法総会のフェミサイドに関する捜査委員会のように、その役割をある程度果たしているその他のいくつかのイニシャティヴに関する情報も受け取ってきた。

45. 最後に、地域レベルで、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(ECLAC)のジェンダー平等観測所は、地域 21 か国の統合データ提供している。女性に対する暴力と平等に関する様々な問題をカヴァーして、ECLAC 観測所は、15 歳以上の女性のジェンダー関連の殺害と定義されるフェミサイドに関するデータを示している。

46. 特別報告者は単一の機関によって行われるであろう観測所のための一連の役割とマンドート勧めたが、制度的デザインは国によってさまざまであるかも知れない。同様に、異なった機関は、異なった範囲と責任を持つ機関を生み出すかも知れない。政府とその他のステイクホルダーのカギとなる問題は、以下の機能が行われることを保障することでなければならない。つまり、①データは特別報告者によって勧められる形式に従って収集され、公表されること、②事件が、保護、サーヴィス及び法律における格差を明らかにするために見直されること、③地方の傾向に基づいた改善のための勧告が、立法者、政策策定者、一般の人々に届くことができること、④証拠に基づいた法と政策の改正が実施されることができること。協働と統合が様々な機関(政府、国の人権機関、裁判官、市民社会、学会等)によって行われるイニシャティヴの間に推進されることが等しく重要である。次のセクションで、特別報告者は、これら機能の好事例と残る課題のいくつかを見直す。

D. フェミサイドまたはジェンダー関連の殺人に関するデータ収集

47. フェミサイドに関する報告書の中で、特別報告者は、2013 年の殺人に関する世界調査のジェンダー関連の暴力に関するデータの作成に関して、UNODC の立場に従った。その報告書の中で、UNODC は、ジェンダー関連の暴力を包括的に測定する際の数多くの課題

を仮定して、親密なパートナーと家族関連の殺人を探求することがジェンダーを動機とする女性の殺害に対するより明確な理解を得る一つの方法であろうと論じた。地方の現実に適合できる柔軟なモデルを提案しつつ、特別報告者は、収集されるデータには、①親密なパートナーによるフェミサイド/殺人、②被害者と加害者との間の関係に基づく家族関係のフェミサイド/殺人、③地方の状況によるその他のフェミサイドまたはジェンダー関連の殺人という3つの幅広いカテゴリーが含まれるべきことを勧告した。

48. 受け取った提出物は、方法論と範囲はさまざまであるが、フェミサイドに関するデータの収集と組織化に向けて大変な進歩が遂げられたことを示している。一つの包括的なイニシアティブが裁判官によってアルゼンチンで行われている。国のフェミサイドの登録には、司法手続きに繋がった事件に関する情報が含まれ、ジェンダー関連の理由での女性と女兒の暴力的な死亡に関するデータが含まれている。OHCHRと国連ウイメンの「ジェンダー関連の女性の殺害の捜査のためのラテンアメリカのモデル議定書」に基づいて、登録所は、女性の殺害または殺害容疑及び自殺を見直し、それからジェンダーの動機を決定するために基準のリストに従ってそれらを選別している(被害者と加害者の間の関係、性暴力、手口の残酷さ、被害者が性労働者であったかどうか、または人身取引されたかどうかを含め)。登録には、トランスジェンダーの女性と女装趣味の男性が含まれ、法に基づいて認められるように、年齢、婚姻状態、職業のような被害者と加害者に関する社会人口学的情報も含まれる。登録所からのデータは、年次報告書に公開のデータベースとして発表される。さらに、年次報告が、改善の必要性を明らかにするために、フェミサイド事件の司法制度の対応について公表される。

49. スロヴェニアでは、元配偶者または親密なパートナー、親密なパートナー、子ども、親及び配偶者という関係をカヴァーして、被害者と加害者の間の「ジェンダー」と「関係」のカテゴリーに重点を置いて、警察が情報を集めている。データには、殺人またはその他の型の女性に対する暴力の事件が含まれ、フェミサイドの数は、被害者に対してそういった型の関係を持つ加害者によって行われる時、女性の殺人と殺害の数から得られる。ジョージアでは、公共擁護者が検事総長事務所によって収集され、公表されるデータを分析している。これは、すべての女性の殺害を家庭の犯罪とその他の根拠での女性の殺害に分け、家庭犯罪(被害者と加害者の間の関係の型による家族の殺害)と夫または元夫によって行われた犯罪を分類している。

50. 多くの国々で、データを集める努力は、主として親密なパートナーの殺害に重点を置いている。スペインでは、女性に対する暴力に関する観測所が、致命的なジェンダーに基づく暴力(親密なパートナーによる殺人と定義される)、ジェンダーに基づく暴力の結果として重大な傷害を受けた女性、その他の型の女性に対する致命的な暴力の被害者、スペインの外で殺害された致命的なジェンダーに基づく暴力の被害者(スペイン国民)に関するデータを収集している。同様に、スペインのカタロニア地方自治体によって創設されたジェンダー平等観測所は、現在または以前の親密なパートナーによる女性の殺害並びにそのよ

うな暴力の状況で殺害された子どもに関するデータを編集している。モロッコでは、女性に対する暴力に関する国の観測所が全体的なフェミサイドと現在または以前の親密なパートナーによるフェミサイドの数に関してデータを公表している。フランスでは、暴力からの女性の保護のための省庁間ミッションが親密なパートナーからの暴力と家庭内暴力の状況で殺害された人の数に関する行政データを収集して公表しており、クロアチアでは、ジェンダー平等オンブズパーソンが、親密なパートナーの殺人に関する情報を収集している。

51. フェミサイドは、時々、ドメスティック・ヴァイオレンスまたは家庭内暴力の枠組み内で言及される。トルコでは、フェミサイドに関するデータは、法執行部によって収集され、ドメスティック・ヴァイオレンスの結果として命を失った女性が含まれる。ニュージーランドでは、家庭内暴力死亡見直し委員会が、加害者が現在または以前の親密なパートナー、親、兄弟姉妹、子どもまたはその他の家族である時の事件を含め、家庭内暴力に関連しているので、フェミサイド事件に関する情報を照合している。この国のデータは、フェミサイドの大多数が家族関連の殺人であることを指摘している。スイスでは、フェミサイドは法的カテゴリーではないので、統計は女性の殺人に言及している。ドメスティック・ヴァイオレンスの状況では、加害者と被害者の間の関係に関する分類データが利用できる。キプロス政府は、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約」と欧州連合の被害者の権利令に従うために、一連の指標を含め(被害者と加害者の性、被害者と加害者の間の関係、暴力の型を含め)、ドメスティック・ヴァイオレンスに関する中央集権化されたデータ収集制度を実施する計画に関して、2019年に情報を提供した。

52. 特にラテンアメリカの国々の中には、フェミサイドという特別な犯罪を生み出し、刑事司法制度のこういった事件の扱いに関連してデータを集めているところもある。エクアドルでは、女性であるがためにまたはそのジェンダーの条件のための女性の殺害と定義されるフェミサイドの犯罪がある。フェミサイド調査のための技術委員会は、その犯罪の基に分類される殺害に基づく月ごとのデータを発表しているが、被害者と加害者の間の関係またはその他の型のフェミサイドによるデータの分類はない。ボリヴィア多民族国家では、フェミサイドの数に関するデータは、公共省によって利用できるようにされているが、被害者または加害者またはその間の関係に関する分類データは収集されていない。公共擁護者事務所は、異なった政府機関がフェミサイド事件に関してもっと幅広い情報を提供するために統合された制度を設立するために活動していると報告している。

53. 公的筋によって生み出されるデータが不在で、市民社会団体と学会のイニシャティヴは、フェミサイドに関してその他の筋、特にメディアからの公的に利用できる情報を集めることによってその格差を埋め合わせようとしている。ロシア連邦では、市民社会団体である Femcid.net が、メディアから情報を集め、フェミサイド事件を親密なフェミサイド(親戚、親密なパートナー及び知り合いによって行われる殺害)とその他に分類している。メディアの監視も市民社会団体の自治的オーストリア女性シェルターによって採用されて

いる戦略であり、これは現在または以前の親密なパートナーと家族によって行われるフェミサイドとフェミサイド未遂と被害者と加害者の関係及び密接な被害者と加害者の関係を持つ事件に関する情報を集めている。ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国では、フェミサイドの犯罪に関する刑法の規定の存在にもかかわらず、2016年以來公式データは公表されていない。従って、市民社会団体 CEPAZ は、フェミサイドに関するニュースの記事から情報を集め、とりわけ、犯罪が起きた場合の被害者と加害者との間の関係、動機、手口、暴力の歴史、年齢に関する情報を含めた詳しい月刊の報告書を作成している。

54. テュニジアやセネガルのような国によっては、データが政府機関によって女性に対する暴力に関して組織的に収集されているが、フェミサイドについては集められていないところもある。特別報告者は、これら各国政府にすでに設置されている構造や制度を利用して、フェミサイドの問題もカヴァーするためにこれらを拡大するよう奨励している。

55. 大きな進歩が遂げられてきたが、フェミサイドに関する包括的で、比較できるデータが生み出され、利用できるようにされることを保障するには多くの課題が残っている。特別報告者が受け取った提出物で頻繁に指摘される一つの障害は、フェミサイドという特定の犯罪の刑法における欠如である。しかし、これがデータの収集に対する障害であってはならないことに留意することが重要である。特別報告者が以前の報告書の一つ(A/71/398)で指摘したように、UNODC は「統計目的での犯罪の国際的分類」を利用しており、これは法典よりも行動上の描写に基づいている。フェミサイドは、意図的殺人の分類に当り、つまり、その他の分類基準と並んで、死亡または重傷を引き起こす意図をもって人に加えらる違法な死亡である。どの国の政府でも、司法手続き中に適用される特定の規定にかかわらず、この基準とカテゴリーを適用することにより、フェミサイドに関する情報を収集してよい。同様にフェミサイドという犯罪の存在が、被害者と加害者の関係を含め、この犯罪に関する分類された情報を集める必要性を除外することはない。

56. 留意するべきもう一つの問題は、データの作成で時々用いられるフェミサイドの制限的な定義である。ドメスティック・ヴァイオレンス、家庭内暴力、親密なパートナーからの暴力は、フェミサイドという現象を理解するためのすべてに関連するカテゴリーであるが、この中のどれもフェミサイドの独立した代理としては十分ではない。方法論は、他の型のフェミサイド、特にレズビアン、トランスジェンダーの女性、ジェンダーが多様な人及び性労働者のような脆弱な集団に対するヘイト犯罪に関係しているものも含めることも認めるべきである。UNODC と国連ウィメンによる女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する共通の統計上の枠組みの開発は、そのデータ収集の慣行を改善したいと思っている各国政府及びその他のステイクホルダーのために貴重な技術ガイダンスを提供し、データの互換性を高めることに貢献する歓迎すべき発展である。

E. フェミサイドに関する調査と証拠に基づく政策と法的対応

57. 過去数年で、ますます多くの調査が、フェミサイドの異なった力学とその根絶のため

に対処しなければならない特定の制度的・法的・社会的・文化的課題に光を当ててきた。これら調査は、フェミサイドに関するデータを超えて、防止を改善するために必要な法的・政策的措置に関する貴重な勧告とガイダンスのみならず、状況とニュアンスを提供している。

58. 本報告書でこれら調査のすべてを概説することは不可能であろうが、多くの異なった社会的・制度的状況が分析されたが、これら報告書は首尾一貫して、女性が親密なパートナーの殺害の主要な被害者であることを示しており、あらゆる型のフェミサイドの中で異性愛関係の親密なパートナーのフェミサイドが中心であり、以前の暴力の歴史の広がりやフェミサイドに繋がっていることを示している。これは世界レベルで UNODC によって行われた調査と合致し、政策策定に重要な意味合いを持つ。

59. 例えば、モロッコでは、2019 年に行われたフェミサイドの 56%が、公共省のデータによれば、被害者の夫によって行われていた。ペルーの女性と脆弱な母集団省のデータは、約 5%の事件が家族関連の殺害であったが、2018 年から 2020 年までのフェミサイドの 69%から 76%が、現在または以前の親密なパートナーによって行われたことを指摘している。ノルウェーでは、2015 年に公表された調査によれば、以前の親密なパートナーからの暴力が、親密なパートナーによる殺害の 10 件中 7 件で明らかにされた。危険要因が、警察、保健ケアと支援サービス及び個人によって観察されてきた状態で、防止の可能性はかなりある。最後に、多くの調査は、例えば暴力の状況で虐待者からの独立を追求したいという女性の願いを共通の動機として明らかにすることにより、フェミサイドと家父長的社会構造の間のつながりを明確にしている。

60. 特別報告者が受け取った情報は、調査と政策策定におけるその結果の利用に関して異なった戦略を指摘している。アルゼンチンでは、司法・人権省が、調査を生み出し、情報を制度化するイニシアティブを指導しており、フェミサイド事件に関する司法判断についての調査を行っている。女性・ジェンダー・多様性省は、「スポットライト・イニシアティブ」の状況で、国連開発計画(UNDP)との協働で、女性に対する暴力の広がりに関する被害化調査を開発している。女性に対する暴力事件の危険要因に関する調査が、ジェンダーに基づく暴力事件に関するアルゼチンの統合された制度での危険評価モジュールの開発につながった。

61. エクアドルは、フェミサイドに関するいくつかの調査と研究の蓄積された結果の例である。2010 年に始まって、様々な国の機関が(国立ジェンダー平等会議、全基督協会人権委員会、検事総長事務所、安全保障・刑事司法・透明性特別委員会を含む)、フェミサイドに関する調査と指標を生み出し始めた。これら調査によってもたらされた女性に対する暴力の可視性の高まりと暴力の増加と変革を求める社会的圧力の結果として、「女性に対する暴力の防止と根絶のための包括的法律」が 2018 年に可決された。エクアドルは、2020 年 11 月に、フェミサイドと女性の暴力的な死亡の犯罪で司法手続きが行われる期日と期

間を監視するメカニズムも実施した。

62. 保護格差を明らかにし、改善を提案するために、フェミサイド事件の分析が、特別報告者によるカギとなる勧告の一つであり、国々の中にはこの点で、興味深いイニシアティブを設置してきたところもある。フランスでは、2019年に出版された裁判官による報告書が、フェミサイド事件の88の刑事手続きを見直し、事件の3分の2で先立つ暴力のエピソード、薬物乱用、被害者または加害者の失業という7つのパターンを明らかにした。ほとんどのフェミサイドは、被害者が加害者と別れたり、別れるつもりであると発表した特に起こった。この報告書は、これら事件に対する刑事司法対応を改善するために24の勧告を出したが、その多くがすでに実施されてきた。つまり、とりわけ大変な危険の状況がある時に、保健ケア専門家によるドメスティック・ヴァイオレンスの通告ができるようにするための法律の改正と被害者のためのサービスへの支援の増加である。

63. フランスのセヌ＝サン＝ド二県の観測所は、フェミサイド事件の分析から生じる証拠に基づく政策改善実施の好事例である。2008年に、この観測所は地域の24のフェミサイド事件を調査し、事件の半数で訪問または後見の取り決めの状況で女性が殺害されているように、重要な結果に到達した。この結論に基づいて、子どもの訪問の状況で女性とその攻撃者との間の接触を避けるために、直接的な警察の支援を要請するために暴力の被害者に電話や措置を提供することを含め、いくつかの措置が設置された。

64. ジョージアの公共擁護者は、刑事司法制度によるフェミサイドへの対応の不足を見直し、勧告を出して2016年以来フェミサイド監視報告書を出している。この勧告に応じて、外務省は、ドメスティック・ヴァイオレンスと女性に対する暴力の危険評価ツールと監視メカニズムを設立した。致死率の危険を評価することに加えて、危険評価ツールは、暴力の歴史が警察によって文書化されることも保障している。法律が、今では制限命令と電子的監督を確立する際に危険評価アンケートを利用することを義務付けている。

65. セルビアの国民保護機関は、暴力とフェミサイドからの女性を保護する際の不足を監視し、明らかにする際に積極的であった。2014年と2015年に、2つの特別報告書が出され、暴力事件に関する統合された記録とデータの欠如、第一に対応する公務員による適切な対応の欠如、加害者を制裁する措置の実施の遅れ、有罪判決につながる通報される事件の数の高い減少率を明らかにした。2016年と2018年の国民保護機関によって出された追加の勧告に従って、政府はドメスティック・ヴァイオレンスに関連する訓練と社会サービスを提供する職員の専門的作業の基準に関するガイドラインの提供を含めた一連の措置を開始した。

66. 政府のその他の部署も、そのような調査を推進する際に重要な役割を果たすかも知れない。ボリヴィア多民族国家の立法府のフェミサイドに関する上記調査委員会は、フェミサイド事件を扱う際の司法制度の対応と不足を見直し、司法へのアクセスの遅れと行政官と刑事司法制度担当官の側の怠慢と非倫理的行為を含め、問題を明らかにした。その結果

は、矯正措置を実施するために司法会議と分かち合われた。

67. 特に「スポットライト・イニシャティヴ」の状況で、フェミサイドに関する詳細な調査を行う地方の能力を支援する際に、国際団体がカギとなる役割を果たしてきたことも留意されるべきである。これら調査の結果は、フェミサイドを防止し、闘うための法律と政策策定を改善することを求めている各国政府に意味ある洞察力を提供している。国連ウィメンは、フェミサイドに対する一連の調査と出版物を生み出すためにメキシコ政府と協働し、セルビアとトルコでは、フェミサイド事件に対する社会的・制度的対応を見直すために、市民社会と協力し、エクアドルのフェミサイド事件の早期警告制度の概念的開発と経費推定を支援している。国連ウィメンは、主としてインターネット、ソーシャル・メディア及びその他のデジタル源を通してビッグ・データの分析ツールを利用して、米州とカリブ海のための事務所を通してフェミサイドに関する地域調査も行うであろう。同様に、UNFPA も、ラテンアメリカとカリブ海での性暴力と女児の死亡との間の相互関係に関する調査を推進し、その結果の中で、調査は、この地域の殺人の悪質さのみならずフェミサイドの増加する率を指摘している。UNDP は、ラテンアメリカの地域プログラムを通して、フェミサイド/フェミニサイド事件への司法制度の対応に関する調査を指導し、フェミサイドに関する国の規則の最高の解釈の明確化という結果となった。

68. すべての研究や調査が直接的勧告や政策変更につながるわけではないかも知れないが、フェミサイドに対する社会的理解と主要な課題に関する政策策定者と社会一般の間の意識を高め、集められたデータを理解するためのカギとなる要素を提供する。各国政府、立法者、司法と平等のための独立した国家機関の委員及びその他のステイクホルダーが、これら調査の実現を支持し、フェミサイドと取り組む措置を決定する時にその結果に配慮することが極めて重要である。

V. 結論と勧告

69. 特別報告者がフェミサイドまたは女性と女児のジェンダー関連の殺害の問題には関する以前の報告書(A/71/398)の中で論じたように、国家または非国家行為者または私的人物によって行われようとも、女性に対する暴力を防止し、闘う国の責務は、国際人権法でしっかりと確立されている。私的行為者によって行われる女性に対するジェンダーに基づく暴力に対処するために法的規定と制度を設置する相当の注意義務には明確にフェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害、女性に対する暴力の最も極端な形態及び女性差別の最も暴力的な表れが明確に含まれる。世界のすべての地域からのデータは、首尾一貫して、親密なパートナーの殺人の被害者の80%以上が女性であることを示している。親密なパートナーとドメスティック・ヴァイオレンスの多くの女性被害者にとって、家庭は最も危険な場所であるが、この暴力は防ぐことができる。

70. 特別報告者は、データを収集し普及することはそれ自体が目的ではなくて、女性に対するジェンダーに基づく暴力の程度を評価し、女性に対する暴力に対する法律と政策対応を

改善する有力なツールであることを想起したいと思っている。

71. 特別報告者との協働で開発された、一般勧告第 19 号(1992 年)を更新する一般勧告第 35 号(2017 年)で女子差別撤廃委員会によって示されたように、女性に対する暴力を防止し、訴追し、罰するための相当の注意義務には、フェミサイドまたは女性と女兒のジェンダー関連の殺害を含めた暴力を監視しこれに関するデータを収集する措置の実施が含まれる。このデータは分類され、被害者と加害者の間の関係の型に関する情報が含まれるべきであるが、これはまだ大半の国々で行われていない。

72. フェミサイドまたは女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する比較できるデータは、毎年国々によって収集され公表される女性に対する暴力に関するデータの不可欠の部分となるべきである。

73. 2016 年の以前の報告書で、特別報告者は、フェミサイドを防止する証拠に基づく戦略を設置するための枠組みと方法論的ガイドラインを示した。2021 年の本報告書は、女性に対する暴力観測所またはフェミサイド監視機関を設立する際に大きな進歩を遂げたフェミサイドまたは女性のジェンダー関連の殺害に捧げられているので、進歩が不均衡であったことを示している。国々と地域の中には、フェミサイド監視機構の設立にかなりの資金を注いできたところもあるが、たとえあったとしても進歩がほとんどなかったところもある。同様に、かなり多くのデータが収集され、普及されているが、多くの場合、特別報告者が提案した形式が守られていないので、これらデータはまだ比較できるものではない。国々はその殺人のデータに被害者と加害者の間の関係に関する情報を含めていない。国によっては、フェミサイドまたは女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関するデータが親密なパートナーの暴力にのみ限られていることも問題である。包括的な取組には、親密なパートナーと家族関連の殺害及び被害者と加害者との間の関係はないがジェンダーの動機があるその他を含め、特定の状況に関連するあらゆる型のフェミサイドが含まれるべきである。

74. 特別報告者は、フェミサイドの犯罪(独立した犯罪または殺人に対する悪化する状況としての)を確立する刑法の規定の存在が、特定の 카테고리の下での殺人のデータから分類できるデータ収集のための前提条件ではないことを繰り返し述べたいと思っている。さらに特別な犯罪としてのフェミサイドのそのような法的定義が設置される時、しばしば訴追された事件だけが勘定に入れられるが、そのような国々では、より幅広いものであり、すべての女性のジェンダー関連の殺害を含むべきである。

75. 特別報告者は、人権の視点からフェミサイド事件の分析に基づいてすでに国レベルでの法律と慣行の変更という結果となったフェミサイドの事件と調査の分析に関する情報を大変に歓迎した。そのような分析、結果及び勧告は、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性と女兒の殺害を防止し、さらに暴力がエスカレートする前に、子どもに対する暴力を含め被害者を保護するための司法と政府の措置のみならず、法改革としても、意思決定プロセスに組み入れられるべきである。これら勧告が、この問題に対する意識を高め意

思決定者に影響を与えるために広く普及されことも重要である。

76. 最後に、特別報告者は、各国政府、国内人権機関、立法者及び市民社会団体が、この努力において補足的役割を果たすかも知れないことを想起したいと思っている。これらステイクホルダーによって設置されたフェミサイド監視機構または観測所は、特別報告者が定めた役割のあるものまたはすべてを果たすかも知れないが、これら異なった機能が行われ、国々が既存のイニシャティヴの間の調整を推進し、比較できるフェミサイド・データの収集とフェミサイドまたはジェンダー関連の女性と女兒の殺害の防止に対して主たる責任を担うことが極めて重要である。

77. 特別報告者は、フェミサイドに関する以前の報告書(A/71/398)からの勧告を繰り返し、以下の勧告を出している。

国々

78. 国々は、もしフェミサイド監視機構または女性に対する暴力に関する観測所がまだ創設されていないならばそれを設立し、女性に対する暴力に関するデータの一部として、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害に関する比較できるデータ、並びにそのような事件の分析に基づいてその防止のための政策または法律の改正のための勧告を毎年収集して公表するべきである。

79. 国々は、フェミサイドに関するデータを収集し、情報を出している市民社会団体、国の人権機関、学会及びその他のすべての団体との協働を推進するべきである。

80. 国々は、特に立法者、政府役人、司法制度の担当官、市民社会団体、その他のステイクホルダーの間にフェミサイド監視機構または観測所によって作成されたデータと情報または分析を広く普及するべきである。

81. 国々は、COVID-19 流行中のジェンダーに基づく暴力とフェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害に関するデータを収集し、COVID-19 流行以前と最中に集められたフェミサイド・データの比較を行うべきである。

国連システム

82. 国連機関は、フェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害、フェミサイド防止機構または観測所、及びその防止のための勧告を伴った事件の分析に関する情報制度を設立する際に、国々に対するその支援を継続し拡大するべきである。特に国連ウィメンと UNODC は、OHCHR と女性に対する暴力に関する特別報告者と EDVAW プラットフォームの支援を得て、女性のジェンダー関連の殺害に関する統計枠組みを開発する際にその作業を継続するべきであり、これが調和した方法論で国々と地域にわたって比較できるデータの収集を支援できよう。第二の手段として、これらは防止と事件の分析を行い法律・政策・慣行への組み入れのための防止戦略を勧告する国の防止機関の設立に重点を置くべきである。

EDVAW プラットフォームに関して

83. 国々と国連機関(人権理事会、CSW、犯罪防止・刑事司法委員会、国連ウィメン、OHCHR 及び UNODC)は、EDVAW プラットフォーム・メカニズムを強く支援し、これと協働し、その継続と持続可能性を認めるために、「プラットフォーム」の活動に制度的・財政的支援を提供するべきである。国々は、「プラットフォーム」のメカニズムをすべての国連と地域の会議または女性の人権と女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する関連会議に含めるべきである。

84. CSW、犯罪防止刑事司法委員会及び人権理事会は、女性差別とジェンダーに基づく暴力の撤廃に関して、毎年意見交換対話を開催することを含め、それぞれの作業にすべての EDVAW プラットフォームのメカニズムの参画と統合を推進するべきである。

「公式文書 2」に続く